

九州県議会交流セミナー 令和8年(2026)2月5日 熊本県

報告書 「沖縄の特性を活かした次世代産業振興の方向性」

今回のセミナーは、日本で半導体産業の再構築が国家戦略として進められている熊本県において、熊本県を中心とする半導体産業の核となるサイエンスパークについての交流セミナーでありました。

日本において熊本県は、半導体産業をはじめとする製造業の集積拠点となっています。そこで、熊本県と沖縄県を比較した場合、熊本県が豊富な地下水や広大な工場用地などを用意し「安定した環境の中での製造拠点」としているのに比べ、沖縄は狭い県土、水不足などのリスクを抱えており「リスクある環境において順応性を鍛え上げ、世界の何処でも製品が提供できることを証明する拠点」として位置付けることができないかと考えます。

高温多湿、塩害、停電リスク、通信断絶リスクといった沖縄特有の条件は、半導体や通信・防災関連技術にとって、耐環境性や信頼性を検証する試験場となり得るのではないのでしょうか。

これは世界的に需要が高まる弾力性や強靭性を備えたインフラ技術の開発に繋がっていくものと考えられます。

半導体技術とエネルギー制御を組み合わせた実証を、地域社会そのものを舞台に実装できるサイズ感は、島国である沖縄県の強みであると考えます。

これからの沖縄振興の方向性は、単なる補助金依存や観光偏重から脱却し「リスクを抱える地域だからこそ価値を持つ産業」を育てることにあるのではないのでしょうか。

熊本県のサイエンスパークとの連携を通じて、沖縄を「つくる場所」ではなく、「未来の標準を証明する場所」として位置付けることができれば、持続可能で戦略的な振興モデルが作れるのではないかと。

これからの沖縄県は、リスクを弱点としてではなく、今後、世界が必要とする技術と社会の在り方を先行して試せる、最大の実験場としての役割が考えられるのではないのでしょうか。



ワシントン駐在問題調査特別委員会 (百条委員会)

《これまでの経緯》

前翁長知事が2015年に設立した、米国ワシントンD.C.の活動拠点(沖縄ワシントン事務所)を巡っては、設立手続きの不透明さや県費支出の適法性に重大な疑義が生じたことから、沖縄県議会は地方自治法第100条に基づく調査特別委員会を設置しました。この問題の核心は、県が実質的に主導して設立した米国人であるにもかかわらず、議会の十分な議決や法的整理を経ないまま事業が進められた疑いがある点であります。委員会では、設立の意思決定過程、県職員の関与、予算執行の適正性などについて証人尋問や資料提出を通じて検証が進められてきました。

私を含めた野党側の委員は、県が説明責任を十分に果たしておらず、県民の税金を使った海外拠点の設置を、極めて杜撰な行政運営であった可能性が高いと厳しく指摘し追及しています。

※会派：沖縄自民党・無所属の会ワシントンプロジェクトチーム(8名)

《新たな証言》

3月7日(土)アメリカ・ワシントンを結んだオンライン委員会により、県の米国人(ワシントンD.C.オフィス社)の設立に関与してきた現地弁護士の証人尋問が実施されました。

これまで県(当時の関係者を含む)は、株式会社の設立(存在)は知らなかったとし、あくまでも現地委託会社へ委託料を支払い、ワシントン駐在活動を行ってきたと答弁しています。これまでワシントンD.C.オフィス社は、弁護士(証人)が設立したことが判明しており、今回の証人尋問で「会社設立に関しては県から依頼を受け、業務契約を直接、沖縄県と取り交した」と証言しました。これまで沖縄県が株式会社の存在を確認していなかったという答弁は、論拠が崩れることとなりました。

「ワシントンD.C.オフィス社の存在を認識していなかった」という県の答弁は、虚偽答弁であることが証明されたことになります。

また、前翁長知事の当時の特別秘書は、100条委員会の証人尋問で「ワシントンD.C.オフィス社設立に関して言えば、「業務の決済ラインは、当時の知事公室長、統括監、課長の決済ラインであるので、この決済を行わなかったことはあり得ない」と証言しています。

《今後の展開》

玉城知事の証人喚問が3月13日に行われました。その中で、県行政のトップとして、これまでワシントン駐在に対してどのような報告があり、どのように把握していたのかが大きく問われ、組織の最高責任者としての責任の取り方を厳しく追及されました。

今後、知事への証人尋問が終われば、概ね百条委員会の報告書を纏める作業に入っていきます。

広聴広報費

充当割合：10/10（政務活動のみ全額充当）

（会派負担＋個人負担で100％）

●議会報告（第7号）紙印刷代

充当金額：299,200円

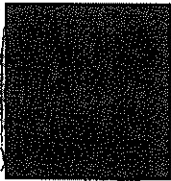
下地 康孝 様

令和 8 年 3 月 30 日

合計金額 ￥299,200-

領 収 証

迅速・丁寧・率仕
ぐしけん
代表者 具志堅
沖縄県宮古島市平良字西里
電話 (0980) 73-3346
FAX (0980) 73-8948
登録番号：T6810531243707

品 名	数 量	単 価	金 額
チラシ印刷 A3 両面カラー 30x40cm	16,000枚	17	272,000
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
備 考 200			小 計 272,000
			消 費 税 27,200
			税込合計 ￥299,200-

議会報告紙（第7号）印刷代

299,200円

299,200 - 97,590（会派分） = 201,610

個人負担充当額 201,610円

広聴広報費

下地 康教 様

令和 8 年 3 月 27 日

合計金額 ￥299,200-

納品書



迅速・丁寧・奉仕

ぐしけん

代表者 具志堅

沖縄県宮古島市平良字西里

電話 (0980) 73-7313

FAX (0980) 73-6916

登録番号: T6810531243707

品名	数量	単価	金額
1 4ラシ印刷 A3両面カラーコート紙	16,000枚	17	272,000
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
[振込先]		小計	272,000
・琉球銀行宮古支店 普通 433876 (名義: 具志堅 忠 夫)		消費税	27,200
・宮古郡農協平良支所 普通 0671121 (名義: ぐしけん印刷)		税込合計	299,200

下地 康教 様

令和 8 年 3 月 27 日

合計金額 ￥299,200-

請求書



迅速・丁寧・奉仕

ぐしけん

代表者 具志堅

沖縄県宮古島市平良字西里

電話 (0980) 73-7313

FAX (0980) 73-6916

登録番号: T6810531243707

品名	数量	単価	金額
1 4ラシ印刷 A3両面カラーコート紙	16,000枚	17	272,000
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
[振込先]		小計	272,000
・琉球銀行宮古支店 普通 433876 (名義: 具志堅 忠 夫)		消費税	27,200
・宮古郡農協平良支所 普通 0671121 (名義: ぐしけん印刷)		税込合計	299,200

広聴広報費

充当割合：10/10 (政務活動のみ全額充当)

●議会報告(第7号)紙新聞折り込み料 (3/28 宮古毎日折込)
充当金額：92,226円

領収証

No. 101102

8 3 30

宮古毎日新

906-0012

宮古島市平良字西里747-5(たいら店舗1-S)

下地康教

92,226

10%対象：83,842円 消費税：8,384円

日付	品名	スペース	単価	金額
2026/03/28	折込チラシA3 (議会報告)	15,244	5.50	83,842
合計		15,244		83,842
消費税				8,384
請求合計				92,226

83842

83842

8384

92226

広聴広報費

チラシ折込証明書

配布日 2026年 3月 28日（土）

受付年月日	2026年3 月 24 日			受付者	砂川
会 社 名	下地 康教			電 話	090-9780-3623
枚 数	15,244	サイズ	A3	折 1/2 ・ 1/4 ・ 1/8	
配布地域	全 域 部				
平 良	10,130 部				
城 辺	1,713 部				
下 地	860 部				
上 野	819 部				
伊 良 部	1,106 部				
多良間村	206 部				
即 売	410 部				
備 考					
議会報告					

宮古毎日新聞社

営業部門（広告）

〒906-0012

沖縄県宮古島市平良字西里337番地

TEL (0980) 72-2343 (代)

FAX (0980) 72-3733

代表取締役 平 良 覚

折込受付担当

資料購入費

新聞購読料

充当割合：10/10 (政務活動のみ全額充当)

● 新聞購読料 (沖縄タイムス)

議会活動、議会質問に活用のため

充当金額：3,075円

充当金額：3,075円

(R7. 4月分)

(R7. 5月分)

お問い合わせ番号：
領収書 No. R7年 4月分 領収書

西里747-5(1F) 下地康教様

御購読ありがとうございます。合計 ¥3,075 円

銘柄	部数	金額
沖縄タイムス本紙 日刊スポーツ	1	3,075

※上記の金額を、
領収致しました。

沖縄タイムス
販売店 宮古北センター
TEL 0980-73-4920
店主 吉原 功

領収日
5/11

お問い合わせ番号：
領収書 No. R7年 5月分 領収書

西里747-5(1F) 下地康教様

御購読ありがとうございます。合計 ¥3,075 円

銘柄	部数	金額
沖縄タイムス本紙 日刊スポーツ	1	3,075

※上記の金額を、
領収致しました。

沖縄タイムス
販売店 宮古北センター
TEL 0980-73-4920
店主 吉原 功

領収日
6/15

充当金額：3,075円

充当金額：3,075円

(R7. 6月分)

(R7. 7月分)

お問い合わせ番号：
領収書 No. R7年 6月分 領収書

西里747-5(1F) 下地康教様

御購読ありがとうございます。合計 ¥3,075 円

銘柄	部数	金額
沖縄タイムス本紙 日刊スポーツ	1	3,075

※上記の金額を、
領収致しました。

沖縄タイムス
販売店 宮古北センター
TEL 0980-73-4920
店主 吉原 功

領収日
7/26

お問い合わせ番号：
領収書 No. R7年 7月分 領収書

西里747-5(1F) 下地康教様

御購読ありがとうございます。合計 ¥3,075 円

銘柄	部数	金額
沖縄タイムス本紙 日刊スポーツ	1	3,075

※上記の金額を、
領収致しました。

沖縄タイムス
販売店 宮古北センター
TEL 0980-73-4920
店主 吉原 功

領収日
9/28

資料購入費

充当割合：10/10(政務活動のみ全額充当)

新聞購読料

● 新聞購読料(沖縄タイムス) 議会活動、議会質問に活用のため

充当金額：3,075円

充当金額：3,075円

(R7. 8月分)

(R7. 9月分)

お問い合わせ番号：
領収書 No. R7年 8 月分 領収書

西里7475(16s) 下地康教様
御購読ありがとうございます。

合計 ¥3,075. 円

銘柄	部数	金額
沖縄タイムス本紙 日刊スポーツ	1	3,075.

※上記の金額を、
領収致しました。

沖縄タイムス
販売店 宮古北センター
TEL 0980-73-4920
店主 吉原 功

領収日 9/28

お問い合わせ番号：
領収書 No. R7年 9 月分 領収書

西里7475(16s) 下地康教様
御購読ありがとうございます。

合計 ¥3,075. 円

銘柄	部数	金額
沖縄タイムス本紙 日刊スポーツ	1	3,075.

※上記の金額を、
領収致しました。

沖縄タイムス
販売店 宮古北センター
TEL 0980-73-4920
店主 吉原 功

領収日 10/3

充当金額：3,075円

充当金額：3,075円

(R7. 10月分)

(R7. 11月分)

お問い合わせ番号：
領収書 No. R7年 10 月分 領収書

西里7475(16s) 下地康教様
御購読ありがとうございます。

合計 ¥3,075. 円

銘柄	部数	金額
沖縄タイムス本紙 日刊スポーツ	1	3,075.

※上記の金額を、
領収致しました。

沖縄タイムス
販売店 宮古北センター
TEL 0980-73-4920
店主 吉原 功

領収日 11/26

お問い合わせ番号：
領収書 No. R7年 11 月分 領収書

西里7475(16s) 下地康教様
御購読ありがとうございます。

合計 ¥3,075. 円

銘柄	部数	金額
沖縄タイムス本紙 日刊スポーツ	1	3,075.

※上記の金額を、
領収致しました。

79-0170(73-4920)
沖縄タイムス
販売店 宮古北センター
TEL 0980-73-4920
店主 吉原 功

領収日 12/24

資料購入費

充当割合：10/10 (政務活動のみ全額充当)

新聞購読料

● 新聞購読料 (沖縄タイムス)

議会活動、議会質問に活用のため

充当金額：3,075円

充当金額：3,075円

(R7. 12月分)

(R8. 1月分)

お問い合わせ番号：3702-00720429
領収書 No：36691253
2025年12月分 領収書

下地 康教 様

御購読 1冊 (7475円) 合計 3,075円
ありがとうございます。 (内消費税 227円)

銘 柄	部 数	金 額
沖縄タイムス本紙 ※	1	3,075

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円
※上記の金額を、配達の問い合わせは
領収致しました。東仲849-3 TEL79-0170)

沖縄タイムス
販売店 宮古北販売センター
(事業者番号 T1360001000417)
TEL 860-3565
店主 読者局

領収日
1/30

お問い合わせ番号：3702-00720429
領収書 No：36891721
2026年1月分 領収書

下地 康教 様

御購読 1冊 (7475円) 合計 3,075円
ありがとうございます。 (内消費税 227円)

銘 柄	部 数	金 額
沖縄タイムス本紙 ※	1	3,075

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円
※上記の金額を、配達の問い合わせは
領収致しました。東仲849-3 TEL79-0170)

沖縄タイムス
販売店 宮古北販売センター
(事業者番号 T1360001000417)
TEL 860-3565
店主 読者局

領収日
3/6

充当金額：3,075円

充当金額：3,075円

(R8. 2月分)

(R8. 3月分)

お問い合わせ番号：3702-00720429
領収書 No：37159518
2026年2月分 領収書

下地 康教 様

御購読 1冊 (7475円) 合計 3,075円
ありがとうございます。 (内消費税 227円)

銘 柄	部 数	金 額
沖縄タイムス本紙 ※	1	3,075

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円
※上記の金額を、配達の問い合わせは
領収致しました。東仲849-3 TEL79-0170)

沖縄タイムス
販売店 宮古北販売センター
(事業者番号 T1360001000417)
TEL 860-3565
店主 読者局

領収日
3/6

お問い合わせ番号：3702-00720429
領収書 No：37304600
2026年3月分 領収書

下地 康教 様

御購読 1冊 (7475円) 合計 3,075円
ありがとうございます。 (内消費税 227円)

銘 柄	部 数	金 額
沖縄タイムス本紙 ※	1	3,075

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円
※上記の金額を、配達の問い合わせは
領収致しました。東仲849-3 TEL79-0170)

沖縄タイムス
販売店 宮古北販売センター
(事業者番号 T1360001000417)
TEL 860-3565
店主 読者局

領収日
4/5

資料購入費

充当割合：10/10 (政務活動のみ全額充当)

新聞購読料

● 新聞購読料 (宮古新報 R7. 4月分～R7. 12月分)

議会活動、議会質問に活用のため

*通帳引き落とし

店番号

口座番号

政務活動費

下地 康教 様

普通預金通帳

(銀行コード 0187) 琉球銀行



記号	記号	お支払金額 (お預り 摘要) 円	
07-05-19	WTU	3,500	RW.ミヤコシホウ 4月分
07-06-17	WTU	3,500	RW.ミヤコシホウ 5月分
07-07-17	WTU	3,500	RW.ミヤコシホウ 6月分
07-08-18	WTU	3,500	RW.ミヤコシホウ 7月分
07-09-17	WTU	3,500	RW.ミヤコシホウ 8月分
07-10-17	WTU	3,500	RW.ミヤコシホウ 9月分
07-11-17	WTU	3,500	RW.ミヤコシホウ 10月分
07-12-17	WTU	3,500	RW.ミヤコシホウ 11月分
08-01-19	WTU	3,500	RW.ミヤコシホウ 12月分

資料購入費

新聞購読料

充当割合：10/10 (政務活動のみ全額充当)

● 新聞購読料 (宮古毎日 R7.4月分～R8.3月分)

| 議会活動、議会質問に活用のため

* 通帳引き落とし

店番号

口座番号



政務活動費

下地 康教 様

普通預金通帳

(銀行コード 0187)



琉球銀行



年月日	記号	お支払金額 (お預り 振込) 円	
07-05-07	WTU	2,397	OS.ミヤコにチヨウ
			4月分
07-06-05	WTU	2,397	OS.ミヤコにチヨウ
			5月分
07-07-07	WTU	2,397	OS.ミヤコにチヨウ
			6月分
07-08-05	WTU	2,397	OS.ミヤコにチヨウ
			7月分
07-09-05	WTU	2,397	OS.ミヤコにチヨウ
			8月分
07-10-06	WTU	2,397	OS.ミヤコにチヨウ
			9月分
07-11-05	WTU	2,397	OS.ミヤコにチヨウ
			10月分
07-12-05	WTU	2,397	OS.ミヤコにチヨウ
			11月分
08-01-05	WTU	2,397	OS.ミヤコにチヨウ
			12月分
08-02-05	WTU	2,397	OS.ミヤコにチヨウ
			1月分
08-03-05	WTU	2,397	OS.ミヤコにチヨウ
			2月分
08-04-06	WTU	2,397	OS.ミヤコにチヨウ
			3月分

資料購入費

新聞購読料

充当割合：10/10 (政務活動のみ全額充当)

● 新聞購読料 (公明新聞)

充当金額：2,270円

(4月分)

払込受領証(お客様控え)

聖教新聞販売店

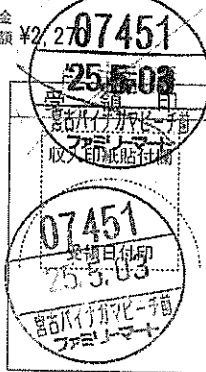
取 平良 聡

登録番号:T2810269115305

払込人 下地 康教 様

20250447019474840

金額 ¥2,270



収納代行 株式会社ジャックス

ご請求書

このたびは聖教新聞をご購読いただき誠にありがとうございます。

お支払いは、この払込取扱票により、記載のお支払期限までにお支払いください。

お問い合わせは、右の宛名面に記載の「お問い合わせ先(差出人)」までお願いいたします。

〈ご請求明細〉 ※は軽減税率対象品目です。

品 目	定 価 (税込)	部 数	金 額 (税込)
公明新聞※	¥2,270	1部	¥2,270
合計金額(税込)			¥2,270

(10%対象 ¥0 消費税 ¥0)
(8%対象 ¥2,270 消費税 ¥168)

下記の通りご請求申し上げます。

ご購読年月 2025年04月(04/01~04/30)

ご請求金額 ¥2,270

お支払期限 2025年05月10日

請求番号 20250447019474840

お支払いの際は、右の宛名部分を切り離してお出しください。

充当金額：2,270円

(5月分)

払込受領証(お客様控え)

聖教新聞販売店

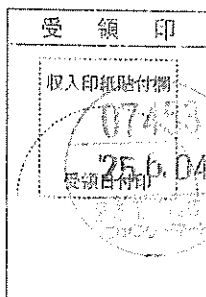
取 平良 聡

登録番号:T2810269115305

払込人 下地 康教 様

20250547019474840

金額 ¥2,270



収納代行 株式会社ジャックス

ご請求書

このたびは聖教新聞をご購読いただき誠にありがとうございます。

お支払いは、この払込取扱票により、記載のお支払期限までにお支払いください。

お問い合わせは、右の宛名面に記載の「お問い合わせ先(差出人)」までお願いいたします。

〈ご請求明細〉 ※は軽減税率対象品目です。

品 目	定 価 (税込)	部 数	金 額 (税込)
公明新聞※	¥2,270	1部	¥2,270
合計金額(税込)			¥2,270

(10%対象 ¥0 消費税 ¥0)
(8%対象 ¥2,270 消費税 ¥168)

下記の通りご請求申し上げます。

ご購読年月 2025年05月(05/01~05/31)

ご請求金額 ¥2,270

お支払期限 2025年06月10日

請求番号 20250547019474840

お支払いの際は、右の宛名部分を切り離してお出しください。

資料購入費

新聞購読料

充当割合：10/10 (政務活動のみ全額充当)

● 新聞購読料 (公明新聞)

充当金額：2,270円

(6月分)

払込受領証 (お客様控え)

聖教新聞販売店

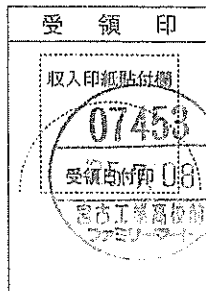
平良 聡

登録番号：T2810269115305

下地 康教 様

20250647019474840

金額 ¥2,270



収納代行 株式会社ジャックス

ご請求書

このたびは聖教新聞をご購読いただき誠にありがとうございます。

お支払いは、この払込取扱票により、記載のお支払期限までにお支払いください。

お問い合わせは、右の宛名面に記載の「お問い合わせ先 (発出人)」までお願いいたします。

〈ご請求明細〉 ※は軽減税率対象品目です。

品 目	定 価 (税込)	部 数	金 額 (税込)
公明新聞※	¥2,270	1部	¥2,270
合計金額(税込)			¥2,270

(10%対象 ¥0 消費税 ¥0)

(8%対象 ¥2,270 消費税 ¥168)

下記の通りご請求申し上げます。

ご購読年月 2025年06月 (06/01~06/30)

ご請求金額 ¥2,270

お支払期限 2025年07月10日

請求番号 20250647019474840

お支払いの際は、右の宛名部分を切り離してお出しください。

充当金額：2,270円

(7月分)

払込受領証 (お客様控え)

聖教新聞販売店

平良 聡

登録番号：T2810269115305

下地 康教 様

20250747019474840

金額 ¥2,270



収納代行 株式会社ジャックス

ご請求書

このたびは聖教新聞をご購読いただき誠にありがとうございます。

お支払いは、この払込取扱票により、記載のお支払期限までにお支払いください。

お問い合わせは、右の宛名面に記載の「お問い合わせ先 (発出人)」までお願いいたします。

〈ご請求明細〉 ※は軽減税率対象品目です。

品 目	定 価 (税込)	部 数	金 額 (税込)
公明新聞※	¥2,270	1部	¥2,270
合計金額(税込)			¥2,270

(10%対象 ¥0 消費税 ¥0)

(8%対象 ¥2,270 消費税 ¥168)

下記の通りご請求申し上げます。

ご購読年月 2025年07月 (07/01~07/31)

ご請求金額 ¥2,270

お支払期限 2025年08月10日

請求番号 20250747019474840

お支払いの際は、右の宛名部分を切り離してお出しください。

資料購入費

充当割合：10/10 (政務活動のみ全額充当)

新聞購読料

● 新聞購読料 (公明新聞)

議会活動、議会質問に活用のため

充当金額：2,270円

(8月分)

払込受領証 (お客様控え)

聖教新聞販売店

受取人 平良 聡

登録番号：T2810269115305

払込人 下地 康教 様

20250847019474840

金額 ¥2,270



取納代行 株式会社ジャックス

ご請求書

このたびは聖教新聞をご購読いただき誠にありがとうございます。

お支払いは、この払込取扱票により、記載のお支払

期限までにお支払いください。

お問い合わせは、右の宛名面に記載の「お問い合わせ

先 (送出人)」までお願いいたします。

〈ご請求明細〉 ※は軽減税率対象品目です。

品 目	定 価 (税込)	部 数	金 額 (税込)
公明新聞※	¥2,270	1部	¥2,270
合計金額(税込)			¥2,270

(10%対象 ¥0 消費税 ¥0)
(8%対象 ¥2,270 消費税 ¥168)

下記の通りご請求申し上げます。

ご購読年月 2025年08月 (08/01~08/31)

ご請求金額 ¥2,270

お支払期限 2025年09月10日

請求番号 20250847019474840

お支払いの際は、右の宛名部分を切り離してお出しください。

充当金額：2,270円

(9月分)

払込受領証 (お客様控え)

聖教新聞販売店

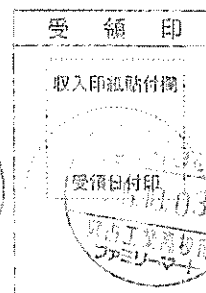
受取人 平良 聡

登録番号：T2810269115305

払込人 下地 康教 様

20250947019474840

金額 ¥2,270



取納代行 株式会社ジャックス

ご請求書

このたびは聖教新聞をご購読いただき誠にありがとうございます。

お支払いは、この払込取扱票により、記載のお支払

期限までにお支払いください。

お問い合わせは、右の宛名面に記載の「お問い合わせ

先 (送出人)」までお願いいたします。

〈ご請求明細〉 ※は軽減税率対象品目です。

品 目	定 価 (税込)	部 数	金 額 (税込)
公明新聞※	¥2,270	1部	¥2,270
合計金額(税込)			¥2,270

(10%対象 ¥0 消費税 ¥0)
(8%対象 ¥2,270 消費税 ¥168)

下記の通りご請求申し上げます。

ご購読年月 2025年09月 (09/01~09/30)

ご請求金額 ¥2,270

お支払期限 2025年10月10日

請求番号 20250947019474840

お支払いの際は、右の宛名部分を切り離してお出しください。

資料購入費

新聞購読料

充当割合：10/10(政務活動のみ全額充当)

● 新聞購読料(公明新聞)

議会活動、議会質問に活用のため

充当金額：2,270円

(10月分)

ご利用明細

いつもご利用いただき
ありがとうございますただいまのご利用の明細は下記のとおりでございます。どうぞお確かめの
うえ大切にお持ち帰りください。なお、裏面もあわせてご覧ください。

年 月 日	取扱店番号	機械・処理番号	銀行番号
071124	863330060	0187	
店舗番号	口 座 番 号		
09	00001		
お取引内容	ご利用手数料 (消費税別)	お取引金額	
お振込		¥2,595	
お取引時刻	お取引後残高		
12:34			
沖縄銀行			
支店			
口座番号			
受取人	タイラ サトシ 様		
依頼人	シモン ヤスノリ 様		
振込日	07-11-24		
振込金額	¥2,270		
振込手数料	¥325		
1124029			

印取取納
付につき那覇
税務署承認済

琉球銀行

102-317(23.01)

ご請求書

このたびは聖教新聞をご購読いただき誠にありがとうございます。
お支払いは、この払込取扱票により、記載のお支払
期限までにお支払いください。
お問い合わせは、右の宛名面に記載の「お問い合わせ
先(発出人)」までお願いいたします。

下記の通りご請求申し上げます。

ご購読年月 2025年10月(10/01~10/31)
ご請求金額 ¥2,270
お支払期限 2025年11月10日
請求番号 20251047019474840

〈ご請求明細〉

※は軽減税率対象品目です。

品 目	定 価 (税込)	部 数	金 額 (税込)
公明新聞※	¥2,270	1部	¥2,270
合計金額(税込)			¥2,270
(10%対象 ¥0 消費税 ¥0)			
(8%対象 ¥2,270 消費税 ¥168)			

※コンビニ支払期限が過ぎたため、口座振込での支払い。

充当金額：2,270円

(11月分)

払込受領証(お客様用)

聖教新聞販売店

平良 聡

登録番号:T2810269115305

下地 康教 様

20251147019474840

金額 ¥2,270

受 領 印

収入印紙貼付欄

07412

12/01

品東仲宗桐

ファミーア

収納代行 株式会社シーエス

ご請求書

このたびは聖教新聞をご購読いただき誠にありがとうございます。
お支払いは、この払込取扱票により、記載のお支払
期限までにお支払いください。
お問い合わせは、右の宛名面に記載の「お問い合わせ
先(発出人)」までお願いいたします。

〈ご請求明細〉

※は軽減税率対象品目です。

品 目	定 価 (税込)	部 数	金 額 (税込)
公明新聞※	¥2,270	1部	¥2,270
合計金額(税込)			¥2,270
(10%対象 ¥0 消費税 ¥0)			
(8%対象 ¥2,270 消費税 ¥168)			

下記の通りご請求申し上げます。

ご購読年月 2025年11月(11/01~11/30)
ご請求金額 ¥2,270
お支払期限 2025年12月10日
請求番号 20251147019474840

お支払いの際は、右の宛名部分を切り離してお出しください。

資料購入費

新聞購読料

充当割合：10/10 (政務活動のみ全額充当)

● 新聞購読料 (公明新聞)

| 議会活動、議会質問に活用のため

充当金額：2,270円

(12月分)

払込受領証 (お客様控え)

聖教新聞販売店

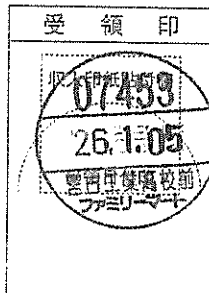
平良 聡

登録番号：T2810269115305

払込人 下地 康教 様

20251247019474840

金額 ¥2,270



収納代行 株式会社ジャックス

ご請求書

このたびは聖教新聞をご購読いただき誠にありがとうございます。

お支払いは、この払込取扱票により、記載のお支払

期限までにお支払いください。

お問い合わせは、右の宛名面に記載の「お問い合わせ先(差出人)」までお願いいたします。

〈ご請求明細〉 ※は軽減税率対象品目です。

品 目	定 価 (税込)	部 数	金 額 (税込)
公明新聞※	¥2,270	1部	¥2,270
合計金額(税込)			¥2,270

(10%対象 ¥0 消費税 ¥0)
(8%対象 ¥2,270 消費税 ¥168)

下記の通りご請求申し上げます。

ご購入年月 2025年12月(12/01~12/31)

ご請求金額 ¥2,270

お支払期限 2026年01月10日

請求番号 20251247019474840

お支払いの際は、右の宛名部分を切り離してお出しください。

充当金額：2,270円

(R8.1月分)

払込受領証 (お客様控え)

聖教新聞販売店

平良 聡

登録番号：T2810269115305

払込人 下地 康教 様

20260147019474840

金額 ¥2,270



収納代行 株式会社ジャックス

ご請求書

このたびは聖教新聞をご購読いただき誠にありがとうございます。

お支払いは、この払込取扱票により、記載のお支払

期限までにお支払いください。

お問い合わせは、右の宛名面に記載の「お問い合わせ先(差出人)」までお願いいたします。

〈ご請求明細〉 ※は軽減税率対象品目です。

品 目	定 価 (税込)	部 数	金 額 (税込)
公明新聞※	¥2,270	1部	¥2,270
合計金額(税込)			¥2,270

(10%対象 ¥0 消費税 ¥0)
(8%対象 ¥2,270 消費税 ¥168)

下記の通りご請求申し上げます。

ご購入年月 2026年01月(01/01~01/31)

ご請求金額 ¥2,270

お支払期限 2026年02月10日

請求番号 20260147019474840

お支払いの際は、右の宛名部分を切り離してお出しください。

資料購入費

新聞購読料

充当割合：10/10 (政務活動のみ全額充当)

● 新聞購読料 (公明新聞)

議会活動、議会質問に活用のため

充当金額：2,270円

(R8. 2月分)

払込受領証 (お客様様)

聖教新聞販売店
平良 聡

登録番号：T2810269115305

下地 康教 様

20260247019474840

金額 ¥2,270



収納代行 株式会社ジャックス

ご請求書

このたびは聖教新聞をご購読いただき誠にありがとうございます。
お支払いは、この払込取扱票により、記載のお支払
期限までにお支払いくください。
お問い合わせは、右の宛名面に記載の「お問い合わせ
先 (差出人)」までお願いいたします。

※は軽減税率対象品目です。

品 目	定 価 (税込)	部 数	金 額 (税込)
公明新聞※	¥2,270	1部	¥2,270
合計金額(税込)			¥2,270

(10%対象 ¥0 消費税 ¥0)
(8%対象 ¥2,270 消費税 ¥168)

下記の通りご請求申し上げます。

ご購読年月 2026年02月 (02/01~02/28)
ご請求金額 ¥2,270
お支払期限 2026年03月10日
請求番号 20260247019474840

お支払いの際は、右の宛名部分を切り離してお出しください。

充当金額：2,270円

(R8. 3月分)

払込受領証 (お客様様)

聖教新聞販売店
平良 聡

登録番号：T2810269115305

下地 康教 様

20260347019474840

金額 ¥2,270



収納代行 株式会社ジャックス

ご請求書

このたびは聖教新聞をご購読いただき誠にありがとうございます。
お支払いは、この払込取扱票により、記載のお支払
期限までにお支払いくください。
お問い合わせは、右の宛名面に記載の「お問い合わせ
先 (差出人)」までお願いいたします。

※は軽減税率対象品目です。

品 目	定 価 (税込)	部 数	金 額 (税込)
公明新聞※	¥2,270	1部	¥2,270
合計金額(税込)			¥2,270

(10%対象 ¥0 消費税 ¥0)
(8%対象 ¥2,270 消費税 ¥168)

下記の通りご請求申し上げます。

ご購読年月 2026年03月 (03/01~03/31)
ご請求金額 ¥2,270
お支払期限 2026年04月10日
請求番号 20260347019474840

お支払いの際は、右の宛名部分を切り離してお出しください。

統一様式－①

経費区分別支出一覧表

経費区分 事務所費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
毎月払	事務所家賃(R7.4月分～R8.3月分)	504,000 ✓	全額 ✓	504,000 ✓
6/27	事務所再契約事務手数料	11,000 ✓	全額	11,000 ✓
11/29	事務所来客用駐車場料金(R7.4月分～R7.5月分)	54,000 ✓	その他	6,000 ✓
5/27	事務所来客用駐車場料金(R7.6月分～R7.11月分)	72,000 ✓	その他	24,000 ✓
5/27	事務所来客用駐車場契約更新事務手数料(3,000×1/3)	3,000 ✓	1/3 ✓	1,000 ✓
11/21	事務所来客用駐車場料金(R7.12月分～R8.3月分)	72,000 ✓	その他	16,000 ✓
4/28	水道料(4月分)	770	全額	770 ✓
5/21	水道料(5月分)	770	全額	770
6/24	水道料(6月分)	924	全額	924 ✓
8/1	水道料(7月分)	770	全額	770 ✓
8/21	水道料(8月分)	924	全額	924
9/29	水道料(9月分)	770	全額	770 ✓
10/29	水道料(10月分)	770	全額	770
11/26	水道料(11月分)	924	全額	924
12/24	水道料(12月分)	770	全額	770
2/2	水道料(1月分)	770	全額	770
3/1	水道料(2月分)	924	全額	924
3/23	水道料(3月分)	1,078	全額	1,078
4/28	電気料(4月分)	2,832	その他	1,034
6/4	電気料(5月分)	5,542	全額	5,542
6/24	電気料(6月分)	3,656	全額	3,656
7/22	電気料(7月分)	3,931	全額	3,931
9/1	電気料(8月分)	5,242	全額	5,242 ✓
10/3	電気料(9月分)	3,586	全額	3,586 ✓
10/29	電気料(10月分)	4,643	全額	4,643
11/24	電気料(11月分)	3,069	全額	3,069 ✓
1/5	電気料(12月分)	2,766	全額	2,766
2/2	電気料(1月分)	3,212	全額	3,212 ✓
3/1	電気料(2月分)	2,040	全額	2,040
3/23	電気料(3月分)	1,918	全額	1,918 ✓
事務所費 充当合計				612,803

事務所費

充当割合：10/10 (政務活動のみ全額充当)

充当金額：42,000円

● 事務所家賃 (4月分)

領 収 証

N2 000370

下地 康教 様

2025年 3月27日

	千	百	十	万	千	百	十	一
			¥	4	2	0	0	0

但し、西里747.5 ㎡、1店舗 1-8
2025年4月分家賃代として

内 訳

税率	税抜金額
10%	消費税額

沖縄県那覇市おもろまち四丁目2

株式会社 日 宅

登録番号：T4360001013738

充当割合：10/10 (政務活動のみ全額充当)

充当金額：42,000円

● 事務所家賃 (5月分)

領 収 証

N2 000371

下地 康教 様

2025年 4月28日

	千	百	十	万	千	百	十	一
			¥	4	2	0	0	0

但し、西里747.5 ㎡、1店舗 1-8
2025年5月分家賃代として

内 訳

税率	税抜金額
10%	消費税額

沖縄県那覇市おもろまち四丁目2

株式会社 日 宅

登録番号：T4360001013738

事務所費

充当割合：10/10 (政務活動のみ全額充当)

充当金額：42,000円

● 事務所家賃 (6月分)

領 収 証

№ 000372

下地 康教 様

2025年5月27日

	千	百	十	万	千	百	十	一
			¥	4	2	0	0	0-

但し、西暦747-5 5-15店舎用 1-8
2025年6月分家賃代207

内 訳

税率	税抜金額
10%	消費税額

沖縄県那覇市おもろまち四丁目

株式会社 日 宅

登録番号：T4360001013738

充当割合：10/10 (政務活動のみ全額充当)

充当金額：42,000円

● 事務所家賃 (7月分)

領 収 証

№ 000373

下地 康教 様

2025年6月27日

	千	百	十	万	千	百	十	一
			¥	4	2	0	0	0-

但し、西暦747-5 5-15店舎用 1-8
2025年7月分家賃代207

内 訳

税率	税抜金額
10%	消費税額

沖縄県那覇市おもろまち四丁目

株式会社 日 宅

登録番号：T4360001013738

充当割合：10/10 (政務活動のみ全額充当)

充当金額：42,000円

● 事務所家賃 (8 月分)

領 収 証

№ 000374

下地 康教 様

2025 年 7 月 28 日

千	百	十	万	千	百	十	一	分
		4	2	0	0	0	0	0

但し、西里 747-5 正 5 店舗 1-8
2025 年 8 月の家賃代といたす

内 訳

税率	税抜金額
10%	消費税額

沖縄県那覇市おもろまち四丁目

株式会社 日 宅

登録番号：T4360001013738

充当割合：10/10 (政務活動のみ全額充当)

充当金額：42,000円

● 事務所家賃 (9 月分)

領 収 証

№ 000376

下地 康教 様

2025 年 8 月 27 日

千	百	十	万	千	百	十	一	分
		4	2	0	0	0	0	0

但し、西里 747-5 正 5 店舗 1-8
2025 年 9 月の家賃代といたす

内 訳

税率	税抜金額
10%	消費税額

沖縄県那覇市おもろまち四丁目

株式会社 日 宅

登録番号：T4360001013738

事務所費

充当割合：10/10 (政務活動のみ全額充当)

充当金額：42,000円

● 事務所家賃 (10月分)

領 収 証

N2 000377

下地 康教 様

2025年9月29日

千	百	十	万	千	百	十	一	円
		¥	4	2	0	0	0	-

但し、西里747-5 下地康教 1-3
2025年10月分家賃代金

内 訳

税率	税抜金額
10%	消費税額

沖縄県那覇市おもろまち四丁目2

株式会社 日 宅

登録番号：T4360001013738

充当割合：10/10 (政務活動のみ全額充当)

充当金額：42,000円

● 事務所家賃 (11月分)

領 収 証

N2 000498

下地 康教 様

2025年10月29日

千	百	十	万	千	百	十	一	円
		¥	4	2	0	0	0	-

但し、西里747-5 下地康教 1-3
2025年11月分 家賃代金

内 訳

税率	税抜金額
10%	消費税額

沖縄県那覇市おもろまち四丁目2

株式会社 日 宅

登録番号：T4360001013738

事務所費

充当割合：10/10 (政務活動のみ全額充当)

充当金額：42,000円

● 事務所家賃 (12月分)

領 収 証

N2 000499

下地 康教 様

2025年 11月 27日

千	百	十	万	千	百	十	一
		¥	4	2	0	0	-

但し、西里747.5 下地康教 1-2
2025年12月分 家賃代金として

内 訳

税率	税抜金額
10%	消費税額

沖縄県那覇市おもろまち四丁目20

株式会社 日 宅

登録番号：T4360001013738

事務所費

充当割合：10/10 (政務活動のみ全額充当)

充当金額：42,000円

● 事務所家賃 (R8.1月分)

領 収 証

N2 000500

下地 康教 様

2025年 12月 7日

千	百	十	万	千	百	十	一
		¥	4	2	0	0	-

但し、西里747.5 下地康教 1-2
2025年12月分 家賃代金として

内 訳

税率	税抜金額
10%	消費税額

沖縄県那覇市おもろまち四丁目20

株式会社 日 宅

登録番号：T4360001013738

事務所費

充当割合：10/10 (政務活動のみ全額充当)

充当金額：42,000円

● 事務所家賃 (R8. 2月分)

領 収 証

N2 002001

下地 康教 様

2026年 1月27日

千	百	十	万	千	百	十	一
		4	2	0	0	0	-

但し、西里747.5 付いた店舗 1.0
2026年2月分家賃付として

内 訳

税率	税抜金額
10%	消費税額

沖縄県那覇市おもろまち四丁目2

株式会社 日 宅

登録番号：T4360001013738

事務所費

充当割合：10/10 (政務活動のみ全額充当)

充当金額：42,000円

● 事務所家賃 (R8. 3月分)

領 収 証

N2 002002

下地 康教 様

2026年 2月27日

千	百	十	万	千	百	十	一
		4	2	0	0	0	-

但し、西里747.5 付いた店舗 1.0
2026年3月分家賃付として

内 訳

税率	税抜金額
10%	消費税額

沖縄県那覇市おもろまち四丁目2

株式会社 日 宅

登録番号：T4360001013738

事務所費

充当割合：10/10 (政務活動のみ全額充当)

充当金額：11,000円

● 事務所 (たいら店舗1-S) 再契約事務手数料

領 収 証

N2 000378

下地 康敬 様

2025 年 6 月 27 日

	千	百	十	万	千	百	十	一	
			5	1	1	0	0	0	

但し、西里 747 と たいら店舗 1-S
再契約事務手数料として

内 訳

税率	税抜金額
10%	消費税額

沖縄県那覇市おもろまち四丁目2

株式会社 日 宅

登録番号：T4360001013738

通 知 書

再契約事務手数料の引落日につきましては、
直近の家賃引落月もしくは翌月となります。

再契約事務手数料 11,000円（税込）

※引落手数料につきましては、お客様ご負担と
なります。また、契約内容により金額が異なり
ますのでご了承くださいませ。

上記内容について、確認致しました。

ご署名 下地 康彰

充当割合：政務活動 以外が含まれるので按分)

● 政務事務所契約駐車場料金（1台来客用駐車場として使用）

* 3台契約のうち1台来客用のみ計上（R7.4月～R7.5月分）

・ 政務事務所契約駐車場料金 3,000円×1台×2ヵ月＝6,000円

充当金額 6,000円

領収証

下北 康弘 様

No. _____

金額

75,400.00

但 令和6年12月1日～令和7年5月31日 駐車場料金
令和6年11月29日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額(%)

有限会社トータル企画

代表取締役 平 良 盛

沖縄県宮古島市平良字東仲宗根909番地

TEL(0980)73-2186

200円

GR1418

充当割合：政務活動 以外が含まれるので按分)

● 政務事務所契約駐車場料金（1台来客用駐車場として使用）

* 3台契約のうち1台来客用のみ計上（R7.6月～R7.11月分）

・ 政務事務所契約駐車場料金 4,000円×1台×6ヵ月＝24,000円

充当金額 24,000円

領収証

下北 康弘 様

No. _____

金額

17,200.00

但 令和7年6月1日～令和7年11月30日 駐車場料金
令和7年5月27日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額(%)

税抜金額

消費税額(%)

有限会社トータル企画

代表取締役 平 良 盛

沖縄県宮古島市平良字東仲宗根909番地

TEL(0980)73-2186

200円

登録番号

GR207025

充当割合：政務活動 以外が含まれるので按分)

- 政務事務所契約駐車場料金（1 台来客用駐車場として使用）

* 3 台契約のうち 1 台来客用のみ計上

・ 政務事務所駐車場契約更新事務手数料 $3,000円 \times 1/3 = 1,000円$

充当金額 1,000円

領 収 証 下 北 康 敬 様 No. _____

金 額

但

内 訳

税抜金額

消費税額(%)

税抜金額

消費税額(%)

有限会社トータル企画

代表取締役 平 良 盛 雄

沖縄県宮古島市平良字東仲宗根 909 番地の 6

TEL (0980) 73-2186

登録番号

GR267025

充当割合：政務活動 以外が含まれるので按分)

- 政務事務所契約駐車場料金（1 台来客用駐車場として使用）

* 3 台契約のうち 1 台来客用のみ計上 (R7. 12月～R8. 3月分)

・ 政務事務所契約駐車場料金 $4,000円 \times 1台 \times 4ヵ月 = 16,000円$

充当金額 16,000円

領 収 証 下 北 康 敬 様 No. _____

金 額

但

内 訳

税抜金額

消費税額(%)

有限会社トータル企画

代表取締役 平 良 盛 雄

沖縄県宮古島市平良字東仲宗根 909 番地の 6

TEL (0980) 73-2186

200円

GR10110

充当割合：10/10 (政務活動のみ全額充当)

事務所費
水道料金

充当金額：770 円
(4月分)

充当金額：770 円
(5月分)

充当金額：924 円
(6月分)

上下水道料金納付書兼領収証
令和 7年 4月分 令和 7年 4月18日発行

水栓番号 129-00252
納付期限 令和 7年 5月 7日

平良字西里747番地の5

たいら店舗 1F南(1F S)

下地 康教 様

用 途	営業用
メーター番号	R22190
使用水量	0 m ³
上水道料金	770 円
下水道料金	0 円
合計金額	770 円

(10%対象 770 円 内税 70 円)

登録番号 T9800020003884

使用期間

令和 7年 3月 1日～令和 7年 4月 1日

宮古島市水道事業
宮古島市長
収入印紙 07412
25.4.28
宮古東仲泰
ファミリーマート

- この領収証は、領収の
証拠をまづるために
もって発行されています。
領収証を紛失した場合は、
領収証を再発行することが
できません。
- 領収証を紛失した場合は、
領収証を再発行することが
できません。

収入印紙不要 (お客様様)

上下水道料金納付書兼領収証
令和 7年 5月分 令和 7年 5月19日発行

水栓番号 129-00252
納付期限 令和 7年 6月 5日

平良字西里747番地の5

たいら店舗 1F南(1F S)

下地 康教 様

用 途	営業用
メーター番号	R22190
使用水量	0 m ³
上水道料金	770 円
下水道料金	0 円
合計金額	770 円

(10%対象 770 円 内税 70 円)

登録番号 T9800020003884

使用期間

令和 7年 4月 1日～令和 7年 5月 1日

宮古島市水道事業
宮古島市長
収入印紙 07412
25.5.28
宮古東仲泰
ファミリーマート

- この領収証は、領収の
証拠をまづるために
もって発行されています。
領収証を紛失した場合は、
領収証を再発行することが
できません。
- 領収証を紛失した場合は、
領収証を再発行することが
できません。

収入印紙不要 (お客様様)

上下水道料金納付書兼領収証
令和 7年 6月分 令和 7年 6月18日発行

水栓番号 129-00252
納付期限 令和 7年 7月 7日

平良字西里747番地の5

たいら店舗 1F南(1F S)

下地 康教 様

用 途	営業用
メーター番号	R22190
使用水量	1 m ³
上水道料金	924 円
下水道料金	0 円
合計金額	924 円

(10%対象 924 円 内税 84 円)

登録番号 T9800020003884

使用期間

令和 7年 5月 1日～令和 7年 6月 1日

宮古島市水道事業
宮古島市長
収入印紙 07453
25.6.24
宮古東仲泰
ファミリーマート

- この領収証は、領収の
証拠をまづるために
もって発行されています。
領収証を紛失した場合は、
領収証を再発行することが
できません。
- 領収証を紛失した場合は、
領収証を再発行することが
できません。

収入印紙不要 (お客様様)

充当割合：10/10 (政務活動のみ全額充当)

充当金額：770 円
(7月分)

充当金額：924 円
(8月分)

事務所費
水道料金

充当金額：770 円
(9月分)

上下水道料金納付書兼領収証
令和 7年 7月分 令和 7年 7月18日発行

水栓番号 129-00252
納付期限 令和 7年 8月 5日

平良字西里747番地の5

たいら店舗 1F南(1F S)

下地 康教 様

用 途	営業用
メーター番号	R22190
使用水量	0 m ³
上水道料金	770 円
下水道料金	0 円
合計金額	770 円

(10%対象 770 円 内税 70 円)

登録番号 T9800020003884

使用期間

令和 7年 6月 1日～令和 7年 7月 1日

宮古島市水道事業
宮古島市長
収納代行 DSK電算システム

- この領収証は、後日の紛争を避けるために5年間保存してください。
- 金額を訂正したものの、領収日付印の捺印のないものは無効です。
- お間違い合わせ窓口は裏面に記載しております。



収入印紙不要 (お客様控)

上下水道料金納付書兼領収証
令和 7年 8月分 令和 7年 8月18日発行

水栓番号 129-00252
納付期限 令和 7年 9月 5日

平良字西里747番地の5

たいら店舗 1F南(1F S)

下地 康教 様

用 途	営業用
メーター番号	R22190
使用水量	1 m ³
上水道料金	924 円
下水道料金	0 円
合計金額	924 円

(10%対象 924 円 内税 84 円)

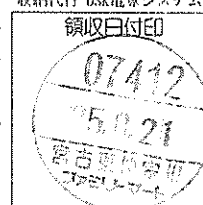
登録番号 T9800020003884

使用期間

令和 7年 7月 1日～令和 7年 8月 1日

宮古島市水道事業
宮古島市長
収納代行 DSK電算システム

- この領収証は、後日の紛争を避けるために5年間保存してください。
- 金額を訂正したものの、領収日付印の捺印のないものは無効です。
- お間違い合わせ窓口は裏面に記載しております。



収入印紙不要 (お客様控)

上下水道料金納付書兼領収証
令和 7年 9月分 令和 7年 9月18日発行

水栓番号 129-00252
納付期限 令和 7年10月 6日

平良字西里747番地の5

たいら店舗 1F南(1F S)

下地 康教 様

用 途	営業用
メーター番号	R22190
使用水量	0 m ³
上水道料金	770 円
下水道料金	0 円
合計金額	770 円

(10%対象 770 円 内税 70 円)

登録番号 T9800020003884

使用期間

令和 7年 8月 1日～令和 7年 9月 1日

宮古島市水道事業
宮古島市長
収納代行 DSK電算システム

- この領収証は、後日の紛争を避けるために5年間保存してください。
- 金額を訂正したものの、領収日付印の捺印のないものは無効です。
- お間違い合わせ窓口は裏面に記載しております。



収入印紙不要 (お客様控)

充当割合：10/10 (政務活動のみ全額充当)

事務所費
水道料金

充当金額：770 円
(10月分)

充当金額：924 円
(11月分)

充当金額：770 円
(12月分)

上下水道料金納付書兼領収証
令和 7年10月分 令和 7年10月16日発行

水栓番号	129-00252
納付期限	令和 7年11月 5日

平良字西里747番地の5
たいら店舗 1F南(1F S)
下地 康教 様

用 途	営業用
メーター番号	R22190
使用水量	0 m ³
上水道料金	770 円
下水道料金	0 円
合計金額	770 円

(10%対象 770 円 内税 70 円)
登録番号 T9800020003884

使用期間
令和 7年 9月 1日～令和 7年10月 1日

宮古島市水道事業 宮古島市長
領収日付印
07424
25.10.29
宮古文教通り
収入印紙不要 (お客様控)

●この領収証は、領収の
事務を簡便にするために
作成されたもので、領収
の効力はございません。
●金額を訂正したため、
領収日付印の捺印が
必要となります。
●金額の訂正は、領収
の効力を失います。
●金額の訂正は、領収
の効力を失います。
●金額の訂正は、領収
の効力を失います。

上下水道料金納付書兼領収証
令和 7年11月分 令和 7年11月20日発行

水栓番号	129-00252
納付期限	令和 7年12月 5日

平良字西里747番地の5
たいら店舗 1F南(1F S)
下地 康教 様

用 途	営業用
メーター番号	R22190
使用水量	1 m ³
上水道料金	924 円
下水道料金	0 円
合計金額	924 円

(10%対象 924 円 内税 84 円)
登録番号 T9800020003884

使用期間
令和 7年10月 1日～令和 7年11月 1日

宮古島市水道事業 宮古島市長
領収日付印
07424
25.11.26
宮古文教通り
収入印紙不要 (お客様控)

●この領収証は、領収の
事務を簡便にするために
作成されたもので、領収
の効力はございません。
●金額を訂正したため、
領収日付印の捺印が
必要となります。
●金額の訂正は、領収
の効力を失います。
●金額の訂正は、領収
の効力を失います。
●金額の訂正は、領収
の効力を失います。

上下水道料金納付書兼領収証
令和 7年12月分 令和 7年12月18日発行

水栓番号	129-00252
納付期限	令和 8年 1月 5日

平良字西里747番地の5
たいら店舗 1F南(1F S)
下地 康教 様

用 途	営業用
メーター番号	R22190
使用水量	0 m ³
上水道料金	770 円
下水道料金	0 円
合計金額	770 円

(10%対象 770 円 内税 70 円)
登録番号 T9800020003884

使用期間
令和 7年11月 1日～令和 7年12月 1日

宮古島市水道事業 宮古島市長
領収日付印
07428
25.12.24
宮古文教通り
収入印紙不要 (お客様控)

●この領収証は、領収の
事務を簡便にするために
作成されたもので、領収
の効力はございません。
●金額を訂正したため、
領収日付印の捺印が
必要となります。
●金額の訂正は、領収
の効力を失います。
●金額の訂正は、領収
の効力を失います。
●金額の訂正は、領収
の効力を失います。

充当割合：10/10 (政務活動のみ全額充当)

事務所費
水道料金

充当金額：770 円
(R8. 1月分)

充当金額：924 円
(R8. 2月分)

充当金額：1,078 円
(R8. 3月分)

上下水道料金納付書兼領収証
令和 8年 1月分 令和 8年 1月19日発行

水栓番号 129-00252
納付期限 令和 8年 2月 5日

平良字西里747番地の5

たいら店舗 1F南(1F S)

下地 康教 様

用 途	営業用
メーター番号	R22190
使用水量	0 m ³
上水道料金	770 円
下水道料金	0 円
合計金額	770 円

(10%対象 770 円 内税 70 円)

登録番号 T9800020003884

使用期間

令和 7年12月 1日～令和 8年 1月 1日

宮古島市水道事業
宮古島市長

- この領収証は、後日の紛争を避けるために5年間有効です。
- 金額を訂正し、後日の紛争を避けるために5年間有効です。
- 金額を訂正し、後日の紛争を避けるために5年間有効です。

領収日付印
07453
26.2.02
宮古工業高校
ファミリーマート

収入印紙不要 (お客様控)

上下水道料金納付書兼領収証
令和 8年 2月分 令和 8年 2月17日発行

水栓番号 129-00252
納付期限 令和 8年 3月 5日

平良字西里747番地の5

たいら店舗 1F南(1F S)

下地 康教 様

用 途	営業用
メーター番号	R22190
使用水量	1 m ³
上水道料金	924 円
下水道料金	0 円
合計金額	924 円

(10%対象 924 円 内税 84 円)

登録番号 T9800020003884

使用期間

令和 8年 1月 1日～令和 8年 2月 1日

宮古島市水道事業
宮古島市長

- この領収証は、後日の紛争を避けるために5年間有効です。
- 金額を訂正し、後日の紛争を避けるために5年間有効です。
- 金額を訂正し、後日の紛争を避けるために5年間有効です。

領収日付印
07453
26.3.01
宮古工業高校
ファミリーマート

収入印紙不要 (お客様控)

上下水道料金納付書兼領収証
令和 8年 3月分 令和 8年 3月17日発行

水栓番号 129-00252
納付期限 令和 8年 4月 5日

平良字西里747番地の5

たいら店舗 1F南(1F S)

下地 康教 様

用 途	営業用
メーター番号	R22190
使用水量	2 m ³
上水道料金	1,078 円
下水道料金	0 円
合計金額	1,078 円

(10%対象 1,078 円 内税 98 円)

登録番号 T9800020003884

使用期間

令和 8年 2月 1日～令和 8年 3月 1日

宮古島市水道事業
宮古島市長

- この領収証は、後日の紛争を避けるために5年間有効です。
- 金額を訂正し、後日の紛争を避けるために5年間有効です。
- 金額を訂正し、後日の紛争を避けるために5年間有効です。

領収日付印
07412
26.3.23
宮古工業高校
ファミリーマート

収入印紙不要 (お客様控)

事務所費

電気料金

充当割合：10/10 (政務活動のみ全額充当)

充当金額：1,034 円

(4月分)

充当金額：5,542 円

(5月分)

電気料金領収証

沖縄電力株式会社		登録番号 T3360001008565	
R 7年 4月分	料金算定期間 3月13日~ 4月11日	ご使用量 82kWh	
金額	億	千	百
		2	8
		3	2
振込先	銀行名 沖縄銀行		
電気番号	70247- 83-1-8	ご契約種別	従量電灯
		同月 消費税等附加金(10%) 円	257
ご依頼人 下地 康教 様			
ご使用場所 宮古島市平良字西里747-5 たいら店舗(1F-南)			
ご契約書 下地 康教 様			
支払期日(上記参照)		R 7年 5月 14日	
金融機関取扱期限日		R 7年 6月 3日まで	
コンビニ等取扱期限日		R 7年 6月 13日まで	
備 考		日 附 印	
07412 25.4.28 宮古東仲宗根 ファミリーマート		07412 25.4.28 宮古東仲宗根 ファミリーマート	

(A)お客さま控

電気料金領収証

沖縄電力株式会社		登録番号 T3360001008565	
R 7年 5月分	料金算定期間 4月12日~ 5月15日	ご使用量 154kWh	
金額	億	千	百
		5	5
		4	2
振込先	銀行名 沖縄銀行		
電気番号	70247- 83-1-8	ご契約種別	従量電灯
		同月 消費税等附加金(10%) 円	503
ご依頼人 下地 康教 様			
ご使用場所 宮古島市平良字西里747-5 たいら店舗(1F-南)			
ご契約書 下地 康教 様			
支払期日(上記参照)		R 7年 6月 16日	
金融機関取扱期限日		R 7年 7月 4日まで	
コンビニ等取扱期限日		R 7年 7月 16日まで	
備 考		日 附 印	
		07453 25.6.04 宮古東仲宗根 ファミリーマート	

収入印紙

(A)お客さま控

4月分の使用期間は、3/13~4/11日の為、4/1~4/11日までの11日分のみ充当

※日割り計算

$$2,832円 \div 30日 = 94円$$

$$94円 \times 11日 = 1,034円 \text{ (充当金額)}$$

事務所費

電気料金

充当割合：10/10(政務活動のみ全額充当)

充当金額：3,656 円

(6月分)

電気料金領収証

沖縄電力株式会社		登録番号 T3360001008565	
R 7年 6月分	料金算定期間 5月16日～ 6月12日	ご使用量 104kWh	
金額	億 千 百 十 万 千 百 十 円	3 6 5 6	
振込先	銀行 口座 支店		
電気番号	70247- 83-1-8	従量電灯	332
ご依頼人	下地 康教 様		
ご使用場所	宮古島市平良字西里747-5 たいら店舗(1F-南)		
ご契約者	下地 康教 様		
支払期日(上記参照)	R 7年 7月 14日		
金融機関取扱期限日	R 7年 8月 1日まで		
コンビニ等取扱期限日	R 7年 8月 13日まで		
備考	07453 25.6.24 宮古工業高校前 ファミリーマート		
収入印紙			

領収証は、大切に保管してください。

充当金額：3,931 円

(7月分)

電気料金領収証

沖縄電力株式会社		登録番号 T3360001008565	
R 7年 7月分	料金算定期間 6月13日～ 7月11日	ご使用量 115kWh	
金額	億 千 百 十 万 千 百 十 円	3 9 3 1	
振込先	銀行 口座 支店		
電気番号	70247- 83-1-8	従量電灯	357
ご依頼人	下地 康教 様		
ご使用場所	宮古島市平良字西里747-5 たいら店舗(1F-南)		
ご契約者	下地 康教 様		
支払期日(上記参照)	R 7年 8月 13日		
金融機関取扱期限日	R 7年 9月 2日まで		
コンビニ等取扱期限日	R 7年 9月 12日まで		
備考	07428 25.7.22 宮古工業高校前 ファミリーマート		
収入印紙			

領収証は、大切に保管してください。

充当金額：5,242 円

(8月分)

電気料金領収証

沖縄電力株式会社		登録番号 T3360001008565	
R 7年 8月分	料金算定期間 7月12日～ 8月13日	ご使用量 162kWh	
金額	億 千 百 十 万 千 百 十 円	5 2 4 2	
振込先	銀行 口座 支店		
電気番号	70247- 83-1-8	従量電灯	476
ご依頼人	下地 康教 様		
ご使用場所	宮古島市平良字西里747-5 たいら店舗(1F-南)		
ご契約者	下地 康教 様		
支払期日(上記参照)	R 7年 9月 16日		
金融機関取扱期限日	R 7年 10月 6日まで		
コンビニ等取扱期限日	R 7年 10月 16日まで		
備考	07412 25.9.01 宮古東仲宗根 ファミリーマート		
収入印紙			

領収証は、大切に保管してください。

充当金額：3,586 円

(9月分)

電気料金領収証

沖縄電力株式会社		登録番号 T3360001008565	
R 7年 9月分	料金算定期間 8月14日～ 9月11日	ご使用量 117kWh	
金額	億 千 百 十 万 千 百 十 円	3 5 8 6	
振込先	銀行 口座 支店		
電気番号	70247- 83-1-8	従量電灯	326
ご依頼人	下地 康教 様		
ご使用場所	宮古島市平良字西里747-5 たいら店舗(1F-南)		
ご契約者	下地 康教 様		
支払期日(上記参照)	R 7年 10月 14日		
金融機関取扱期限日	R 7年 10月 31日まで		
コンビニ等取扱期限日	R 7年 11月 13日まで		
備考	07433 25.10.03 宮古工業高校前 ファミリーマート		
収入印紙			

領収証は、大切に保管してください。

事務所費

電気料金

充当割合：10/10 (政務活動のみ全額充当)

充当金額：4,643 円

(10月分)

充当金額：3,069 円

(11月分)

電気料金領収証

沖縄電力株式会社		登録番号 T3360001008565	
R 7年 10月分	料金算定期間 9月12日～10月13日	ご使用量 148kWh	
金額	億 千 百 十 万 千 百 十 円	4 6 4 3	
電 気 番 号	70247- 83-1-8	ご契約種別	従量電灯
電 料 率	422	同課 消費税率等追徴(10%) 円	
ご依頼人	下地 康教 様		
ご使用場所	宮古島市平良字西里747-5 たいら店舗(1F-南)		
ご契約者	下地 康教 様		
支払期日(上記参照)	R 7年 11月 13日		
金融機関取扱期限日	R 7年 12月 3日まで		
コンビニ等取扱期限日	R 7年 12月 13日まで		
備 考	日 附 印		
			
収入印紙			

(A)お客さま控

電気料金領収証

沖縄電力株式会社		登録番号 T3360001008565	
R 7年 11月分	料金算定期間 10月14日～11月13日	ご使用量 92kWh	
金額	億 千 百 十 万 千 百 十 円	3 0 6 9	
電 気 番 号	70247- 83-1-8	ご契約種別	従量電灯
電 料 率	279	同課 消費税率等追徴(10%) 円	
ご依頼人	下地 康教 様		
ご使用場所	宮古島市平良字西里747-5 たいら店舗(1F-南)		
ご契約者	下地 康教 様		
支払期日(上記参照)	R 7年 12月 26日まで		
金融機関取扱期限日	R 7年 12月 26日まで		
コンビニ等取扱期限日	R 8年 1月 14日まで		
備 考	日 附 印		
 			
収入印紙			

(A)お客さま控

充当金額：2,766 円

(12月分)

充当金額：3,212 円

(R8.1月分)

電気料金領収証

沖縄電力株式会社		登録番号 T3360001008565	
R 7年 12月分	料金算定期間 11月14日～12月13日	ご使用量 82kWh	
金額	億 千 百 十 万 千 百 十 円	2 7 6 6	
電 気 番 号	70247- 83-1-8	ご契約種別	従量電灯
電 料 率	251	同課 消費税率等追徴(10%) 円	
ご依頼人	下地 康教 様		
ご使用場所	宮古島市平良字西里747-5 たいら店舗(1F-南)		
ご契約者	下地 康教 様		
支払期日(上記参照)	R 8年 1月 13日		
金融機関取扱期限日	R 8年 2月 2日まで		
コンビニ等取扱期限日	R 8年 2月 12日まで		
備 考	日 附 印		
			
収入印紙			

(A)お客さま控

電気料金領収証

沖縄電力株式会社		登録番号 T3360001008565	
R 8年 1月分	料金算定期間 12月13日～1月16日	ご使用量 96kWh	
金額	億 千 百 十 万 千 百 十 円	3 2 1 2	
電 気 番 号	70247- 83-1-8	ご契約種別	従量電灯
電 料 率	292	同課 消費税率等追徴(10%) 円	
ご依頼人	下地 康教 様		
ご使用場所	宮古島市平良字西里747-5 たいら店舗(1F-南)		
ご契約者	下地 康教 様		
支払期日(上記参照)	R 8年 2月 16日		
金融機関取扱期限日	R 8年 3月 6日まで		
コンビニ等取扱期限日	R 8年 3月 18日まで		
備 考	日 附 印		
			
収入印紙			

(A)お客さま控

事務所費

電気料金

充当割合：10/10 (政務活動のみ全額充当)

充当金額：2,040 円

(R8.2月分)

充当金額：1,918 円

(R8.3月分)

電気料金領収証

沖縄電力株式会社		登録番号 T3360001008565	
R 8年 2月分	料金算定期間	ご使用量	
	1月17日~ 2月13日	68kWh	
金額	億	千	百
		2	0
		4	0
支払先	電 気 番 号		
	70247- 83-1-8		
	ご契約種別	従量電灯	
		185	
ご依頼人	下地 康教 様		
ご使用場所	宮古島市平良字西里747-5 たいら店舗 (1F-南)		
ご契約者	下地 康教 様		
支払期日(上記参照)	R 8年 3月 16日		
金融機関取扱期限日	R 8年 4月 3日まで		
コンビニ等取扱期限日	R 8年 4月 15日まで		
備 考	日 附 印		
			

領収証は、大切に保管してください。

(A)お客さま控

電気料金領収証

沖縄電力株式会社		登録番号 T3360001008565	
R 8年 3月分	料金算定期間	ご使用量	
	2月14日~ 3月12日	63kWh	
金額	億	千	百
		1	9
		1	8
支払先	電 気 番 号		
	70247- 83-1-8		
	ご契約種別	従量電灯	
		174	
ご依頼人	下地 康教 様		
ご使用場所	宮古島市平良字西里747-5 たいら店舗 (1F-南)		
ご契約者	下地 康教 様		
支払期日(上記参照)	R 8年 4月 13日		
金融機関取扱期限日	R 8年 5月 1日まで		
コンビニ等取扱期限日	R 8年 5月 13日まで		
備 考	日 附 印		
			

領収証は、大切に保管してください。

収 入 印 紙

(A)お客さま控

事務所概要申告票

議員名 下地康教

1. 物件の所在

住所	沖縄県宮古島市平良字西里747-5 たいら店舗(1-S)	
電話番号	0980-79-5111	

2. 所有区分

☐ 自宅兼事務所
☐ 自己所有物件

※自宅兼事務所 又は 自己所有物件の場合は、ここまで完了(署名・押印も不要)

☒ 専用事務所
☒ 賃借事務所
・賃貸借契約先 [住宅情報センター株式会社]
・所有者 ☐ 親族(続柄:) ☐ 関連会社 ☒ 第三者
・議員との生計 ☐ 議員と生計同一 ☒ 議員と生計別

事務所概要について、上記記載のとおり申告します。

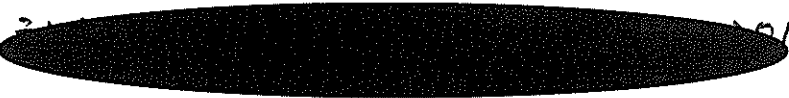
賃借人 沖縄県議会議員

下地康教

賃貸人 氏名



住所



事務所費充当状況申告票

議員名 下地 康教

1. 事務所の状況

住所	沖縄県宮古島市平良字西里747-5 たいら店舗 (1-S)
----	-------------------------------

(事務所の外観)



(事務所の内観)



2. 充当割合とその説明

充当割合	全額充当
------	------

充当割合の説明：

当該事務所は、政務活動専用としており、全額充当割合とする。

(関係経費)

家賃 (月額)	42,000 円
その他	円
	円

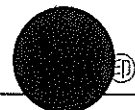
(充当額)

家賃 (月額)	42,000 円
その他	円
	円

事務所充当状況について、上記記載のとおり申告します。

沖縄県議会議員

下地 康教



[定期] 建物賃貸借契約書 (店舗・事務所・代理)

質貸人（以下、「甲」といいます。）および質借人（以下、「乙」といいます。）は、【押印欄】記載の宅地建物取引業者を甲の媒介人または代理人として、下記【標記】Aに記載する質貸借の目的物件（以下、「本物件」といいます。）について、裏面に記載する建物質貸借契約約款の内容を十分に理解し、質貸借契約を締結します。その証として本契約書2通を作成し、甲および乙は、それぞれ署名または記名・押印のうえ、各1通を保有します。

【標記】

A. 本物性の表示

1. 運物

名称	たいら店舗	部屋番号	1-S	間取り	店舗	賃貸借面積	50.93	m ²
所在	沖縄県宮古島市平良字西里747-5		構造	RC(鉄筋コンクリート造)		用途	店舗	

2. 敷地内駐車場・駐輪場

駐車場番号	車種/ナンバー	/	駐車場番号	車種/ナンバー
バイク置場番号	車種/ナンバー	/	自転車置場番号	車種/防犯登録番号

3. 設備の有無・整備状況

項目	内容	単位	数量	備考
① 給排水	給排水	m		
② 電気	電気	kWh		
③ ガス	ガス	m ³		
④ 排水	排水	m ³		
⑤ 台所	台所	㎡		
⑥ 給湯	給湯	㎡		
⑦ トイレ	トイレ	㎡		
⑧ 浴室	浴室	㎡		
⑨ 洗面台	洗面台	㎡		
⑩ 家具家電	家具家電	㎡		
⑪ ガス乾燥機	ガス乾燥機	台		
⑫ エレベーター	エレベーター	台		
⑬ 戸	戸	個		
⑭ 電話	電話	台		
⑮ 共用設備	共用設備	㎡		
⑯ エアコン	エアコン	台		
⑰ 照明	照明	台		
⑱ 駐車場	駐車場	㎡		
⑲ 専用庭	専用庭	㎡		
⑳ 駐輪所	駐輪所	台		

① 給排水 ② 電気 ③ ガス ④ 排水 ⑤ 台所 ⑥ 給湯 ⑦ トイレ ⑧ 浴室 ⑨ 洗面台 ⑩ 家具家電 ⑪ ガス乾燥機 ⑫ エレベーター ⑬ 戸 ⑭ 電話 ⑮ 共用設備 ⑯ エアコン ⑰ 照明 ⑱ 駐車場 ⑲ 専用庭 ⑳ 駐輪所

（室内に設置された機器は別途記載されていない場合は、入居者負担での工事となります）

○シンク ① 洗面台 ② 浴室 ③ 洗面台 ④ 洗面台 ⑤ 洗面台 ⑥ 洗面台 ⑦ 洗面台 ⑧ 洗面台 ⑨ 洗面台 ⑩ 洗面台 ⑪ 洗面台 ⑫ 洗面台 ⑬ 洗面台 ⑭ 洗面台 ⑮ 洗面台 ⑯ 洗面台 ⑰ 洗面台 ⑱ 洗面台 ⑲ 洗面台 ⑳ 洗面台

●ポストダイヤル ① 洗面台 ② 浴室 ③ 洗面台 ④ 洗面台 ⑤ 洗面台 ⑥ 洗面台 ⑦ 洗面台 ⑧ 洗面台 ⑨ 洗面台 ⑩ 洗面台 ⑪ 洗面台 ⑫ 洗面台 ⑬ 洗面台 ⑭ 洗面台 ⑮ 洗面台 ⑯ 洗面台 ⑰ 洗面台 ⑱ 洗面台 ⑲ 洗面台 ⑳ 洗面台

● 國際財經 · 熊

B 國貨借契約條件

1. 契約期間

契約期間	2023年 6月 4日 から起算して 2025 年 6月 3日 まで 2 年間
------	---

※ 本契約は、定期借家契約であり、期間の満了により終了し更新がありません。

なお、貸借人（乙）が、契約期間満了後においても引き続き貸借を希望する場合、期間の満了日の翌日を始期とする賃貸借契約（再契約）の締結は、あくまでも賃貸人（甲）と 貸借人（乙）との新たな合意に基づくものであるため、別途協議させていただきます。協議が整わない場合は再契約は締結されませんので、契約期間満了日までに、本物件を 明渡して頂きますようお願いいたします。

2. 資料等および契約一時金

＜月額費用＞		＜契約一時金＞	
項目	金額	項目	金額
賃料	¥42,000	敷金（前契約より引継）	¥42,000
共益費	¥0	礼金	¥0
駐車場料金		損害保険料	
保証料金		保証料金	
□振手数料		仲介手数料	
水道料			
月額合計	¥	一時金合計	¥

※課税項目の場合は、税込となります。

3. 契約更新等に関する事項

更新料	ナシ	敷地内駐車場更新料	ナシ
-----	----	-----------	----

4. 契約期間因解約・契約満了予告に関する事項

①賃借人による 解約の予告期限	解約の 1ヶ月	前までに申し入れること	②予告期間に満たない 申し入れによる解約の場合	賃料の 1ヶ月	分相当額
--------------------	------------	-------------	----------------------------	------------	------

5. 支払いに関する事項

*振込みの際は、必ずご契約者名でお振込み願います

支払方法	☒ 口座振替		☐ 振込み	支払期日	(当・翌) 月分を毎月 27 日 まで	
振込先口座	金融機関名	支店名	預金種別	口座番号	資料等受取人名義	
	沖縄銀行				住宅情報センター株式会社	

○ 餘に關する事項

メーカー名	鍵番号	本数	合鍵の保管は弊社では行っておりません。引渡しをする鍵を前入居者から返却して頂いた鍵になります。弊社ではトラブル防止のためのシリンダー交換を入居皆様ご自身に行って頂いております。入居後の合鍵による盗難等に関しましては弊社では責任を負いかねますので早めのシリンダー交換をおすすめ致します。参考までに以下に宮古島の鍵取り扱い店（電話掲載載のみ）を記載致します。●合同会社龍建090-8700-2779 ●カージョビル 満 0980-76-2964 ●メイクマン宮古店0980-73-7100（スペアキーのみ） ●惣川金物店 0980-72-2134 ●近島金物店 0980-72-2432
1			
2			

○ 入居者に関する事項

※貸借人本人の場合は、貸借人押印欄に記載

[illegible]

5. 特約事項

1. 甲（賃貸人）及び乙（賃借人）は、賃貸住宅の原状回復に関する費用負担の一般原則が次のとおりであることを確認します。

①賃借人の故意または過失、善管注意義務違反、その他通常の使用方法を超えるような使用による損耗等については、賃借人が負担すべき費用になること。

②建物・付帯設備等の自然的な劣化・損耗等（自然損耗・経年変化）及び賃借人の通常の使用により生じる損耗等（通常損耗）については、裏面約款第11条2項に掲げる修繕を除き、賃貸人が負担すべき費用になること。

2. 本契約において、敷金及び礼金なしで契約を結んでいる場合で本契約期間満了に退去する場合は、家賃の1ヶ月分を退却金として支払うものとする。

3. 乙（賃借人）は甲（賃貸人）に対する賃料等の立替払いを第三者に委託する場合、乙（賃借人）も当該第三者に対する立替金償還義務の支払いの遅延は、乙（賃借人）の甲（賃貸人）に対する賃料等の支払い債務の遅延とみなされ、甲（賃貸人）はこれに基づいて、乙（賃借人）との賃貸借契約を解除する事ができることに同意します。

4. 賃貸借契約の終了に伴う乙（賃借人）の賃貸物件の明渡しに関して、甲（賃貸人）が法的手段（訴訟手続、保全手続、強制執行手続等）を取った場合に生じる一切の費用（印紙代、郵送代等のいわゆる狭義の訴訟費用のみならず、弁護士費用、執行補助金費用、強制執行費撤去費用等を含む）は、全て乙（賃借人）が負担する事に同意します。

6. 管理に関する事項

1. 管理委託先

事務所 〒906-0012 沖縄県宮古島市平良字西里1107-7	TEL 0980-73-4500 FAX 0980-73-5899
商号 住宅情報センター株式会社	登録番号 国土交通大臣（2）第1325号

2. 管理事務の主な内容

管理事務の内容	その他以下の事務
家賃等の受領	・（標記）B-5に記載されている方法にて受領します。 ・支払われた家賃等は財産の分別管理記載の通り、自己の財産と、本物件の所有者に支払うべき賃料等につき分別して管理を行います。
再契約に係る事務	・建物共用部等の定期的清掃 ・各種設備管理業務 ・入居中の修繕対応 ・入居中の相談対応
賃貸借契約の終了	・退去時の債務の精算業務を行います。債務の額については、その算定基礎を記載した書面を交付します。 ・財産の分別管理 ・管理会社は、自己の財産と、本物件の所有者に支払うべき賃料等につき分別して管理を行います。

6. 保証人について

☐ 連帯保証人		☒ 家賃債務保証会社	
連帯保証人	極度額：	家賃債務保証会社	ライフあんしん保証

【押印欄】 ※全ての項目を記載してください。 西暦 2023 年 5 月 24 日

賃貸人（甲）の事項

住所	
氏名	

賃借人（乙）の事項

住所 〒906-0007 宮古島市
氏名 下地 康教
連絡先

所在地物件取引業者の事項

☐ 媒介 ☐ 代理

住所（主たる事務所） 〒906-0012 沖縄県宮古島市平良字西里1107-7

商号または名称 住宅情報センター株式会社

代表者の氏名 佐和田 功 TEL 098-73-4500

免許証番号 沖縄県知事（8）第2726号

取扱店

取引主氏名 登録番号（沖縄）4156号

業務に従事する事務所 住宅情報センター株式会社

連帯保証人（丙）の事項

住所 〒
氏名
連絡先
極度額

所在地物件取引業者の事項

☐ 媒介 ☐ 代理

住所（主たる事務所）

商号または名称

代表者の氏名 TEL

免許証番号

取扱店 TEL

取引主氏名 登録番号

業務に従事する事務所

連帯保証人（丙）の事項

住所 〒
氏名
連絡先
極度額

賃借人（乙）の事項

住所
氏名
連絡先

11. 6. 契約の種類・期間・更新及び再契約に関する事項

- 種類 定期借家
- 契約期間 2023 年 6 月 4 日 から起算して 2025 年 6 月 3 日 までの 2 年間
- 更新の可否 ☐ 普通借家は更新することができます（貸主の更新拒絶に正当事由があるときは更新できません。）
☒ 定期借家は更新のない借家契約です（合意により再契約することはできません。）
 貸主、借主共に再契約を希望する場合、借主は契約期間満了日までに契約を締結するものとし、契約の無き場合は、期間の満了までに物件を明け渡さなければならない。なお、借主は再契約の際、手数料として、金10,000円（税別）を負担するものとする。
- 再契約

11. 7. 用途その他利用の制限に関する事項

- 用途の制限 ☐ 住居専用 ☐ 店舗専用 ☐ 事務所専用 ☐ 飲食店不可 ☐ () 名
- 利用の制限
 - ペットの飼育または持ち込みは、その種類を問わず禁止します。（ただし、
 - ピアノやその他重量物等の搬入または搬出は、ならびに楽器等の演奏は、禁止します。
- 補足説明
 - 電気・水道・ガスは使用日以前までに、各会社に開始の連絡を入れて下さい。
 - 排水施設が公共下水の場合、別途下水道使用料が発生します。
 - 排水施設が浄化槽の場合、公共下水に切替った場合は、別途下水道使用料が発生します。
 - 物件の構造をよく理解して頂き、隣や近所から騒音等の苦情が出ないようにご注意ください。
 - 電話回線を引く場合、未入居の部屋や以前の入居者が電話回線を引いていない場合は、工事費用は借主（お客様）の負担となります。
 - 設備・雨漏れの修理は、連絡後直ちに復旧できない場合もありますのでご了承ください。
 - 新築またはリフォームを行なった物件において、建材・塗装・接着剤などの原因により体調を崩す場合もありますので、予めご承知おき下さい。このような場合には、換気や通風を十分行なって下さい。
 - 新築時及び寒暖の厳しい季節は、冷暖房等の使用で室内の温度差が大きくなり、結露が発生しクロス等の剥がれやカビが発生することがあります。充分な換気と冷暖房器具の設定温度を適度にする等発生を防止にご協力をお願いします。また、梅雨時や結露の発生しやすい冬場には畳や押入れ・家具の裏側等にカビが発生することがあります。カビの予防のためには、換気を十分に行い、風通しを良くする等除湿対策をして下さい。
 - 入居後に近隣の環境が変化する場合もございます（建築による日当たり不良・店舗の撤退等）。
 - その他の事項については、別紙、賃貸借契約書の各条項を厳守して下さい。
- 供給源連絡先

電気	沖縄電力(株)	0120-586-390
水道	宮古島市水道局	0980-72-4262
ガス		
インターネット		
- その他特約事項等
 - 借主（お客様）は、本物件を反社会的勢力の活動の拠点（暴力団事務所）の用に供してはならないものとします。

11. 8. 契約の解除および損害賠償額の予定または違約金に関する事項

- ① 本契約成立後、借主（お客様）から契約を解除する場合は、1ヶ月 以上前までに、ホームページ（退去連絡）にて通知して下さい。
- ② 借主（お客様）からの解約の申入れ日から明け渡しまでの期間が、1ヶ月未満の場合には、賃料等の1ヶ月分相当額を空室損料（違約金）として、貸主に支払うことになります。
- ③ 賃料等を（3）ヶ月以上滞り続けた場合は、契約を解除されることがあります。
- ④ 賃料等のお支払いが支払期日に遅れた場合、遅延損害金（年14.6%）が加算されます。
- ⑤ 借主（お客様）が、故意または過失により本物件に損害を与えた場合には、借主（お客様）が賠償責任を負うことになります。
- ⑥ ☐ 本契約期間満了に退去する場合は家賃 1ヶ月分を期間満了損害金として貸主に支払うものとする。
- ⑦ ☐ 本契約は（ ） 年 月 日 ～ 年 月 日 の家賃を（ ）ヶ月間滞り続けます。
 契約期間満了の場合は滞り家賃は免除とします。契約期間満了の解約は退去時に滞り家賃をお支払い下さい。

11. 9. 敷金・保証金等の積立に関する事項

- 退去月の家賃に関して、借主は通常通り全額支払うこととする。退去後、日割り家賃等を計算し返金するものとする。
- 退去時の敷金、日割り家賃等の預かり金については、部屋の明け渡し後、2ヶ月以内を目処に借主の口座に振り込み返金するものとする。振込手数料は乙（借主）の負担とする。

12. 0. 定期借家契約の留意事項

- 建物賃貸借契約の種類 ☐ 居住用 ☒ 事業用（中途解約について） ☐ 中途解約権の内容については、契約書の通りです。
- 契約の方式 公正証書に：はい/いいえ ☐ はい ☒ いいえ ☐ します→公正証書の費用負担（☐ 貸主・☐ 借主・☐ 折半）
- 契約の内容 本物件建物について借地借家法（以下「法」という。）第38条に定める契約の更新のない定期建物賃貸借契約を締結するものであるため、西暦 2025 年 6 月 3 日に本契約は、法第26条及び第28条の規定による更新なくして終了します。
 本契約は、期間1年以上であるので、貸主から期間満了の1年から6ヶ月前までに定期建物賃貸借終了通知がない場合には、借主は貸主から通知があった日から6ヶ月を経過した日まで本物件建物を契約期間中と同一条件で賃借することができます。
 （中途解約について）☐ 中途解約権の内容については、契約書の通りです。
☒ 本契約は、床面積20㎡未満の居住用目的であるため、借主において、転勤・療養・親族の介護その他やむを得ない事情により、建物の借主が建物を自己の生活本拠として使用することが困難となった時は解約の申入れをすることができます。この場合、建物賃貸借は解約の申入れの日から1ヶ月を経過することによって終了します。

2. 4. 特約事項

13. 1. 供託所等に関する説明

1) 宅地建物取引業者 (1)

1) 宅地建物取引業保証協会の社員でない場合

営業保証金を供託した供託所及びその所在地	
----------------------	--

2) 宅地建物取引業保証協会の社員の場合

名 称	社団法人 全国宅地建物取引業保証協会
所在地	東京都千代田区岩本町2丁目6番3号
所属地方本部	名称 社団法人 全国宅地建物取引業保証協会 地方本部一覧参照
所在地	
弁済業務保証金を供託した供託所およびその所在地	東京法務局 東京都千代田区九段南1丁目1番15号

2) 宅地建物取引業者 (2)

1) 宅地建物取引業保証協会の社員でない場合

営業保証金を供託した供託所及びその所在地	
----------------------	--

2) 宅地建物取引業保証協会の社員の場合

名 称	
所在地	
所属地方本部	名称 所在地
弁済業務保証金を供託した供託所およびその所在地	

以上の重要事項について、宅地建物取引士から「取引士証」を提示のうえ説明を受け、重要事項説明書を受領しました。

なお、契約成立時には仲介手数料として、西暦 2023 年 5 月 24 日（税込）を媒介を行った宅地建物取引業者に対して支払うことを承諾しました。

西暦 2023 年 5 月 24 日

ご署名

下地 康教

代理人

[定期] 建物質貸借契約約款 (店舗・事務所・代理)

第1条 (契約期間)

1. 本契約の契約期間は、「[標記] B-1」に記載する通りとします。
2. 本契約は、期間の満了により終了し更新がないものとします。但し、乙が期間満了後においても賃借する意向を甲に対して示した場合、甲と乙とは、本契約の期間満了日の翌日を始期とする新たな建物質貸借契約（以下、「再契約」という）の締結について、甲が提示した条件に従い、協議することができるとします。
3. 本条第1項に定める期間が1年以上である場合には、甲は本条第2項に規定する契約期間満了の1年前から6か月前までの間（以下、「通知期間」という）に、乙に対し、期間の満了により本契約が終了する旨を、書面をもって通知するものとします。
4. 甲が前項の通知を怠り、通知期間の経過後に乙に対し通知をした場合においては、その通知の日から6か月を経過した日に本契約は終了するものとします。

第2条 (使用目的)

本物件の使用については、「[標記] A-1」記載の用途で、「[標記] D」に記載された入居者（以下、「入居者」といいます。）のみ入居できます。

第3条 (賃料および共益費等の支払い)

1. 乙は、「[標記] B-2」の賃料、共益費、敷金・敷金相当料、その他料金（以下、「賃料等」といいます。）を、「[標記] B-5」記載の、甲が指定する支払方法（別途締結する保証委託契約・支払委託契約等により支払方法が定められている場合には、その方法）により、「[標記] B-5」記載の支払期日までに支払います。
2. 1ヶ月未満の賃料等の支払いについては、当該月の日割計算により算出します。
3. 賃料等の支払時に要する口座振替および振込の手数料は、乙の負担とします。
4. 甲及び管理人は基本的に領収書を発行しないものとする。ただし乙の都合により必要になった場合、領収書を2回までは無料で発行するものとする。ただし、年3回目からの領収書の発行は、事務手数料300円を支払うことにより領収書を発行するものとする。
5. 管理事務所の窓口にて家賃、水道料金等を支払う場合500円を事務手数料として管理費に支払うものとする。

第4条 (保証契約・支払委託契約等)

保証契約を行っている賃借人は、本賃貸契約締結中は乙の負担にて家賃保証契約を継続するものとする。

第5条 (賃料等の改定)

1. 甲または乙は、本契約期間内においても、協議の上、賃料等の改定をすることがあります。
2. 甲または乙は、公租公課、諸物価の変動等により、「[標記] B-2」の賃料等が不相当になった場合、前項の規定にかかわらず、相手方に対して賃料等の増減または減額を請求できます。

第6条 (一部滅失等による賃料の減額等)

1. 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、それが乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、賃料は、その使用できなくなった部分の割合に応じて、減額されるものとし、この場合において、甲および乙は、減額の程度、期間その他必要な事項について協議するものとします。
2. 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、残存する部分のみでは乙が賃借した目的を達することができないときは、乙は、本契約を解除することができます。但し、それが乙の責めに帰する事由の場合、乙の責任において甲に与えた損害を賠償するものとします。

第7条 (遅延損害金)

乙は、本契約から生じる金銭債務（賃料、更新料等）の支払いを遅延した場合、甲に対し、年4.5%の割合による遅延損害金を支払うものとします。但し、別途締結する保証委託契約・支払委託契約等に遅延損害金の定めがある場合は、その定めによるものとします。

第8条 (敷金)

1. 乙は、本契約から生じる一切の債務の担保として、本契約の締結時までに「[標記] B-2」の敷金を甲に交付します。但し、敷金には利息をつけないものとします。
2. 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合、乙は甲より弁済の通知を受けたときから7日以内に敷金の不足額を甲に交付しなければならないものとします。なお、乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務との相殺または充当の請求をすることができないものとします。
3. 甲は、本契約の明渡し確認後、乙が差入れた敷金から未払い賃料その他本契約に基づき乙が負担すべき一切の債務を差し引き、その残額を乙に返還します。但し明渡し時の乙の修繕義務に伴う費用負担に関する協議が完了していないなど、乙が負担すべき債務の額が確定していない場合には、確定後に返還します。なお、返還に要する費用（振込手数料等）は、乙が負担します。
4. 乙は、差入れた敷金の返還請求権を第三者に譲渡し、あるいは担保に供することはできません。

第9条 (乙の善管注意義務)

1. 乙は、善良なる管理者の注意（以下、「善管注意」といいます。）をもって本物件および付帯設備を保全し、使用します。
2. 乙は、本物件について定められた規則等がある場合、これを遵守します。
3. 乙（入居者への来訪者等の関係者を含む）が故意・過失または善管注意義務に違反して、甲または第三者に損害を及ぼしたときは、乙の責任において甲または当該の第三者にその損害を賠償するものとします。

第10条 (損害保険等の加入義務)

1. 乙は、本契約期間中、火災、漏水等の事故に備え、自己の負担にて借家人賠償責任保険および個人賠償責任保険に加入します。
2. 乙は、本契約を更新する場合、前項に定める保険等についても、本賃貸契約締結中は乙の負担にて保険等を継続するものとする。

第11条 (修繕義務と費用負担義務)

1. 甲は、第2項に定めるものを除き、乙が本物件の使用および収益をするために必要な修繕・修繕を行うものとします。但し、乙の故意・過失、善管注意義務違反、その他通常の使用方法を超えるような使用による損耗等、乙の責めに必要となった修繕・修繕については、乙の費用負担とします。また、台風対策等を怠った場合の網戸損傷の修繕等は乙負担とする。
2. 乙は、前項の規定にかかわらず、入居期間中における自然損耗・経年劣化または通常損耗等であっても、次の各号に定める修繕については、甲の承諾を得ることなく、自らの費用負担において修繕を行うものとし、甲は、以下の各号に定める修繕については、修繕義務を負いません。
 - (1) 入居期間中の家の表替え、襖、障子等の張り替え
 - (2) 電球、蛍光灯、電池等の消耗品の交換
 - (3) バス・トイレ・流し台等の排水の詰まりの補修、排水栓（パッキン）の交換
 - (4) バランダーの仕切り板・隔壁板・ガラス等の破損による修繕、取替え
 - (5) その他、付帯設備等の軽微な補修
3. 甲は、第1項の定めにより修繕を行う場合、予め乙に通知するものとし、

乙は正当な理由がない限り、甲が行う修繕について認容し協力する義務を負い、これを拒否することはできません。この場合、乙が当該修繕の実施を拒否したことにより、乙に損害が生じたとしても、甲はその責めを負わないものとします。

4. 乙は、本物件が修繕を要するときは、速やかに甲に通知するとともに、甲の指示に従わなければならない。この通知を怠り、または遅延したことによって、建物または付帯設備等に損害を及ぼしたときは、乙はその損害の全部を賠償しなければならない。
5. 乙が前項の通知を行った後、相当期間を経過しても甲が修繕を行わない場合、乙は、修繕箇所、修繕の必要性および修繕見積金額を書面により甲に通知し、甲から承諾を得たときは、自ら必要な修繕を行うことができます。但し、急迫な事情があるときは、甲の承諾を要しないものとします。
6. 本物件にかかる電気、ガス、水道の使用料、汚物処理処理の費用、町会費等の費用については、乙の負担とします。

第12条 (付帯設備)

1. 本物件の付帯設備は、「[標記] A-3」に記載のとおりとします。
2. 甲は、乙に対して、前項の付帯設備を現状有姿で引き渡すものとし、乙は、経年劣化または使用に伴う性能低下・キズ・汚れ等があることを予め承知します。

第13条 (退去または通知事項)

1. 乙は、本物件の引き渡し後14日以内に、入居時における本物件内の建物又は設備に存する汚損・破損等を甲、又は代理人の指定する方法にて報告するものとします。
2. 退去時において本物件内に存する汚損・破損等のうち、前項の報告に含まれていなかったものについては、乙の入居中に発生したものと推定されるものとします。なお、乙が入居時に前項の報告を行わなかったときは、退去時において本物件内に存する汚損・破損等は、いずれも乙の入居中に発生したものと推定されるものとします。
3. 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を甲または代理人に通知します。
 - (1) 乙が本物件を1ヶ月以上の長期に亘り不在にするとき
 - (2) 乙または連帯保証人（以下、「丙」といいます。）の住所、氏名、電話番号、メールアドレス、勤務先その他に変更が生じたとき
 - (3) 乙または丙について、死亡、後見開始・保佐開始の審判または破産・民事再生・会社更生・特別清算等の事由が生じたとき
 - (4) 本物件の建物または設備を、汚損・破損もしくは滅失させたとき、または破損等のおそれが生じ修繕・修繕を要するとき

第14条 (造作等)

1. 乙は、本物件の造作等について次の各号に該当する場合、予め甲の書面による承諾を得ます。
 - (1) 本物件に造作等を設置するとき
 - (2) 電気、ガス、給排水等の設備の許容量に影響を及ぼす施設、機械器具等を新設付加または変更するとき
2. 乙は、前項の規定に従い造作等を設置した場合、当該造作等の買取請求を甲に対して行うことができないものとします。

第15条 (立ち入り)

1. 甲または甲が指定した者は、本物件の保守、保全、防火、防犯等の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることがあります。なお、この場合、乙は正当な理由がある場合を除き、立ち入りを拒否することができないものとします。
2. 甲または甲が指定した者は、火災、地震、漏水、ガス漏れ、数値等の緊急事態の発生またはその可能性があるときは、乙の承諾を得ることなく、本物件に立ち入ることがあります。その場合、甲は、立ち入り後その旨を速やかに乙に報告しなければならないものとします。

第16条 (禁止事項)

1. 乙は、本物件および付帯設備の全部または一部の使用について、次の各号に掲げる行為を行ってはならないものとします。
 - (1) 甲の承諾なしに、入居者以外の第三者に使用（同居）もしくは占有させたり、居住または宿泊させる行為（民泊）や、入居者を変更したりすること
 - (2) 甲の承諾なしに賃借権の譲渡、転貸または使用賃借等をするとき
 - (3) 本物件および付帯設備に基づく一切の権利について、担保の用に供すること
 - (4) 付帯設備を本物件以外の場所に持ち出すこと
 - (5) 本物件の増築、改築、移転、看板その他の工作物の取付、改造、工作を伴う模様替え等により現状の変更をすること
 - (6) 甲の承諾なしに、犬、猫等の動物（觀賞用の小鳥、魚等であって明らかに近隣に迷惑をかけるおそれのない動物を除く）を持ち込み、または飼育すること
 - (7) 違法もしくは公序良俗に反する勧誘・販売活動もしくは振り込み詐欺等の特殊詐欺を行い、またはその拠点とすること
 - (8) 銃砲、刀剣または爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造または保管すること
 - (9) 覚醒剤、麻薬、危険ドラッグ（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物）等、興奮剤、幻覚剤等の作用を人の精神に及ぼすおそれがある物を製造、販売、使用、所持すること
 - (10) 本物件の全部または一部を、自ら暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団関係企業・団体、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下、これらの者を総称して「反社会的勢力」といいます。）の事務所その他の活動の拠点として使用し、もしくは第三者をして反社会的勢力の活動拠点として使用させること
1. 本物件内および共用部分に、反社会的勢力であることを感知させる名称、看板等を掲示すること
2. 本物件に反社会的勢力を居住させ、または反復継続して、反社会的勢力を立ち入らせること
3. 本物件および本物件の近隣において、粗野、粗悪等の行為をなして、近隣者および他の入居者・管理者に不安感、不快感や迷惑を与えること
4. 排水管を汚染させるおそれのある液体を流すこと
5. 別途定められた細則等がある場合、これに違反すること

第17条 (契約期間中の解約)

1. 乙は、転勤、療養、家族の介護その他のやむを得ない事情により、本物件を自己の生活の拠点として使用することが困難となったときは、甲に対して本契約の解約の申入れをすることができる。この場合においては、本契約は解約の申入れの日から1ヶ月を経過することによって終了する。
2. 乙は、本契約を解約する場合、または契約期間満了日をもって本契約を終了させようとする場合、「[標記] B-3-①」に記載する予告期限までに、甲に対し書面・電子メール等にて申し入れます。この場合、申入れにより予告した解約日をもって、本契約は終了します。
3. 前項の規定にかかわらず、乙が予告した解約日または契約期間満了日の経過前に本物件を任意で明け渡したときは、本契約はその日をもって終了します。この場合、乙は契約終了日の翌日から、申入れした解約日または契約期間満了日までの賃料相当額を、壁紙換替として甲に支払います。

第18条（契約の解除）

1. 甲は、乙が賃料等の支払を怠ったときは、相当の期間をもって催告し、その期間内に乙が履行しないときは、本契約を解除することができます。
2. 乙が、次の各号のいずれかに該当し、かつ甲乙間の信頼関係が損なわれたと認められるときは、甲は何らの催告によらず、直ちに本契約を解除することができます。
 - (1) 入居申込書および本契約への虚偽記載その他不正な方法により入居したことが判明したとき
 - (2) 賃料等の支払いを3ヶ月以上滞りしたとき、又は保証契約・支払委託契約等を解除されたとき
 - (3) 乙が銀行取引停止または手形・小切手の不渡処分を受けたとき
 - (4) 乙について、破産・民事再生・会社更生・特別清算またはこれらに類する法的手続等の申し立てがあったとき
 - (5) 騒音、悪臭の発生その他の公衆衛生、風紀を乱す等の近隣の迷惑となる行為、または環境および共同生活の秩序・平穏等を阻害する行為を反復したとき
 - (6) 本契約書の各条項の定め反したとき、または別途定められた細則等がある場合、これに反したとき
 - (7) 乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用の負担を怠ったとき
3. 第1項及び前項第2号については、丙その他の第三者から甲に対して賃料等の支払いがあったとしても、乙はこれを理由に解除の有効性を争うことができず、甲は同各項の定めに従い、本契約を解除することができます。
4. 甲または乙の一方について、次の各号のいずれかに該当した場合には、その相手方は何らの催告も要せずして、直ちに本契約を解除することができます。
 - (1) 本契約第27条の確約に反する事実が判明したとき
 - (2) 本契約締結後に、自らまたは役員（業務執行社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者）が反社会的勢力に該当したとき
 - (3) 本物件またはその周辺において、暴行、傷害、脅迫、恐喝、器物損壊、監禁の介入を生じさせる等の犯罪行為を行ったとき、もしくはその他警察当局の介入を生じさせる行為を行ったとき
5. 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当した場合には、何らの催告も要せずして、直ちに本契約を解除することができます。
 - (1) 第16条第7号から第13号までに掲げる行為を行ったとき
 - (2) 自らまたは第三者を利用して、次のいずれかの行為を行ったとき
 - ① 甲に対する暴力的な言動による要求行為
 - ② 甲に対する法的責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 甲に対し脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて甲の信用を毀損し、または甲の事業を妨害する行為
 - ⑤ その他①から④に準ずる行為

第19条（契約の消滅）

1. 天災、地震、その他甲の責めに帰すことのできない事由により、本物件の通常の使用が不能となり、本契約の目的が達成できない場合、また、都市計画等により本物件が収用、または使用制限され、本契約を維持することができなくなった場合、本契約は当然に終了します。また、それによって乙に生じた損害については、甲はその責めを負わないものとします。

第20条（明渡し、原状回復義務等）

1. 乙は、解約・解除・期間満了等により本契約が終了した場合、直ちに本物件を明け渡します。
2. 乙は、本物件の明渡しに際し、次の各号に定める事項を行います。
 - (1) 乙および（標記）Dの入居者一覽に記載した者すべての退去
 - (2) 乙が本物件内に搬入したすべての家財もしくは物品等の取去または搬出
 - (3) 本物件内または共用部分の清掃およびゴミ・汚物等の処理
 - (4) 乙が使用した公共料金等の諸費用の精算
 - (5) 【標記】Cの鍵に関する事項に記載された鍵の返還
 - (6) その他明渡しに必要な全ての措置
3. 乙は、乙の故意または過失、悪質な使用違反により、本物件もしくは付帯設備に損害を与えた場合、甲に対し、その損害を賠償するものとします。なお、悪質な使用違反とは、通常の使用方法を超える使用による汚損・破損・損耗（「タバコ等のヤニによるクロス汚染、臭い」、「引っ越し作業等が生じた傷」、「鍵を放置したことによるカビ」等）を含むものとします。
4. 乙は、本物件の明渡しに際して、原則として、自然損耗・経年変化・通常の使用方法に伴う損耗について、原状回復義務を負担しないものとします。但し、本契約に別途特約の定めがある場合には、その定めによるものとします。
5. 乙が、本物件を明け渡した後、本物件に残置した物品がある場合に、乙がその所有権を放棄したものと看做し、任意にその物品を処分することができます。この場合、乙は一切の異議を申し立てず、処分した費用を負担します。
6. 乙は、乙の都合により解約等をする場合、甲に対して、明渡し手数料、立退料、損害賠償料その他各名の如何にかかわらず、本契約に基づく以外の請求は一切行いません。
7. 乙が本契約期間中に甲の承諾を得て、乙の負担にて本物件の改装・改修等を行い、明渡し時にその価値が現存する場合であっても、乙は支出した費用または価値の増加額の支払いを甲に請求することはできません。
8. 本契約の終了後においても、乙が直ちに本物件を明け渡さなかったときは、乙は本契約終了日の翌日から明渡し完了日までの賃料の倍額に相当する損害金、およびこれにより甲が被った一切の損害を賠償するものとします。

第21条（連帯保証人）

1. 丙は、乙が本契約に基づき負担する一切の債務について乙と連帯してその履行の責めを負います。なお、丙は、本契約が法定更新、合意更新（自動更新を含む）に関わらず更新された後も、引き続き連帯保証人としてその責めを負うものとします。ただし、丙が個人の場合、その負担は【標記】Gに記載の限度額を限度とします。
2. 丙は、乙が本契約第13条の届出または通知が出来ない場合、乙に代わって届出または通知を行います。
3. 丙は、本契約が終了し、本物件の完全なる明渡しと本契約に基づく一切の債務が完済されるまでその責めを免れることができません。
4. 丙が死亡したとき、破産手続開始の決定を受けたとき、その他甲の認める連帯保証人としての資格を失ったとき、甲は乙に対し新たな連帯保証人の追加もしくは変更を求めることができます。この場合、乙は直ちに甲の承諾する連帯保証人を選任し、甲との間で連帯保証契約を締結させるものとします。ただし、追加もしくは変更できない場合は管理業者から要請のあった日から1ヶ月以内に本物件を明け渡さなければなりません。
5. 乙は、本契約期間中、甲乙の合意により本契約の内容に変更が生じた場合、丙に対して通知を行います。
6. 乙が行方不明等により連絡がとれない場合は、連帯保証人にすべてを一任したものとみなし、甲は連帯保証人と共にすべての処置を行います。
7. 丙が甲に対し、身分証明書を持参して、賃料その他本契約に基づいて乙が負担する債務についての不履行の有無およびその額に関する情報を求めたときは、甲は、甲の指定する方法により、当該情報を提供するものとし、乙はこれに異議を述べないものとします。
8. 乙は、甲の承諾を得て、連帯保証人にかえて、家賃債務保証業者と保証委託契約を締結することができます。

第22条（賃借人から連帯保証人への委任）

1. 乙は、次の各号のいずれかに該当することを停止条件として、本契約を甲に乙に委託し、任意解約する権限及び、本物件の明渡しに関する一切の権限を委任します。
 - (1) 乙が賃料の支払を2ヶ月以上滞りし、または度々滞延を繰り返して、甲が相期間を定めた催告をしたにもかかわらず履行しないとき
 - (2) 乙が甲への届出をせずして所在不明となり、2ヶ月以上経過したとき
 - (3) 乙が死亡または破産その他の事由により本契約の履行が困難になったとき
2. 乙は、本契約が存続する限り、前項の委任を解約することができません。

第23条（敷地内駐車場等）

1. 乙は、敷地内駐車場（バイク置場および自転車置場を含む。以下同じ）を使用する場合、【標記】B-2の賃料を支払い、甲の指定する位置に、甲の承諾を得た車両のみを駐車します。
2. 乙は、契約期間中に車両の変更を行う場合、事前に甲に対して通知し、書面により承諾を得なければなりません。
3. 甲は、天変地変・火災・爆発・飛来・盗難・第三者による損害等、甲の責めに帰すべからざる事由により乙の車両に損害が生じても、一切その責めを負いません。
4. 乙は、故意または過失により本物件の施設もしくは他に駐車中の車両に損害を与えた場合、直ちにその損害を甲もしくはその所有者に賠償します。
5. 乙は、「保管場所使用承諾証明書」を必要とする場合、甲に発行を依頼するものとし、甲は、これに応じるものとします。但し、発行に伴う【標記】B-2記載の事務手数料および郵送費用等は、乙が負担するものとします。
6. 甲または乙は、敷地内駐車場のみを解約する場合、第17条と同様の手続きを行います。
7. 甲および乙は、別途駐車場契約または規約等がある場合、その定めによるものとします。

第24条（消費税等）

【標記】B-2に記載する費用のほか、本契約により生じる消費税等については法令改正等により消費税等の税率が変更された場合、税率の変更に合わせて目的に要するものとします。

第25条（法人等団体契約）

1. 乙が法人等団体の場合、入居者は役員、従業員およびその家族に限定し、【標記】Dに記載するものとします。
 2. 乙は、入居者に変更が生じた場合、甲の書面による承諾を得るものとします。
 3. 乙は、その代表者又は賃貸借物件の使用責任者に変更があった時は速やかにその旨を甲に書面で通知しなければならない。又乙が営業取扱項目を変更するときも速やかにこの旨を甲に届出して、その承諾を得るものとする。
 4. 乙は、入居者に対し、本契約における物件の使用等に関する乙の義務を、乙責任と負担により遵守させるものとし、入居者による本契約の違反があった場合、乙の契約違反とみなされることに同意します。
- 第26条（反社会的勢力の排除に関する表明保証）
- 甲および乙は、それぞれの相手方に対し、次の各号につき、表明し保証するものとします。
- (1) 自らが反社会的勢力ではないこと、および本契約締結以降に反社会的勢力に属しないこと
 - (2) 自らの役員が反社会的勢力ではないこと
 - (3) 反社会的勢力に自らの名義を利用せず、本契約を締結するものでないこと
 - (4) 自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ① 相手方に対する暴力的な言動または暴力を用いる行為
 - ② 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為

第27条（守秘義務及び個人情報保護）

1. 甲および乙は、本契約により知り得た相手方の秘密事項は正当な理由なく漏らし、または盗用してはならないものとします。
 2. 甲および乙は、個人情報の保護に関する法令およびその他の規範を遵守し、個人情報の適正な保護と取扱いを行うものとします。
 3. 甲および乙は、前項に定めるところにより、事前に本人の同意を得ることなく利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱い、または個人データを第三者に提供してはならないものとします。但し、次に掲げる場合はこの限りではありません。
 - (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める業務を遂行することに対して協力をする必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- 第28条（管轄裁判所）
- 本契約に関する訴訟の提起等、裁判上の手続きをしようとするときは、本物件所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。
- 第29条（再契約）
1. 本契約第1条第2項における再契約の協議が成立した場合に限り、甲と乙とは、再契約を締結することができるものとします。
 2. 前項に基づき再契約する場合、以下各号の通りとします。
 - (1) 期間満了時においては、第19条の規定は適用しないものとし、乙は本契約の原状回復の義務を再契約に引き継ぐものとします。
 - (2) 本契約第7条に基づき預託した敷金については、再契約による敷金に充当するものとし、再契約において甲乙間で合意した敷金額との間に差額が生じた場合、これを精算するものとします。
 3. 甲乙ともに再契約を希望する場合は、乙は契約期間満了日までに契約を締結するものとし、契約の無き場合は、期間の満了の日までに物件を明け渡さなければならない。尚、乙は再契約の際、手数料10,000円（税別）を負担するものとします。

第30条（紛争事項）

乙または、本物件内の居住者、及びその関係者間の紛争、損害等については当事者間で解決するものとし、甲は関与しないものとします。

第31条（規定外事項）

本契約に定めのない事項については、民法その他の関係法規ならびに慣行に依るものとし、甲と乙とは各々の信義を重んじ誠意をもって協議善処します。

以上

入居に関する細則

この細則は、賃貸借契約書第9条第2項に基づき、賃借人(以下、「乙」といいます。)が善管注意をもって特に遵守しなければならない入居に関する基本的ルールを定めたものです。

第1条(近隣への迷惑行為の禁止)

乙は、本物件の使用に関して、以下の各号を遵守しなければなりません。

- (1)テレビ、ステレオの音量は、周囲に迷惑がかからない程度に抑える。
- (2)ドアの開閉を静かに行う。
- (3)ピアノ、大型の金庫等の重量物の搬入、備え付けまたは楽器等の演奏は行わない。
- (4)階上に居住する者は、物やゴミ屑等を下へ落とさないよう注意する。
- (5)ベットの持ち込みが可能な場合でも、放し飼いにし廊下等の共有部分に出したり、鳴き声や臭いで他の賃借人および近隣住民に迷惑をかけない。
- (6)共用部(ベランダ等)で携帯電話を使用する際は、周囲に迷惑をかけない。
- (7)その他、他の賃借人および近隣住民の平穏を乱す行為をしたり、近隣が不快に思う生き物を室内に搬入しない。

第2条(専有部分使用についての注意事項)

乙は、専有部分の使用に関して、以下の各号を遵守しなければなりません。

- (1)通風等を行い、室内に結露やカビが発生しないよう注意する。
- (2)水回りの管理に注意し、階下への水漏れがないようにする。
- (3)水洗トイレおよび流し台等は、配水管に物をつまらせないように注意する。
- (4)電気およびガス等の取扱いについては、事故が発生しないように注意する。
- (5)危険物等は持ち込まない。
- (6)その他、本物件に危害を与える行為をしない。

第3条(共用部分使用についての注意事項)

乙は、共用部分の使用に関して、以下の各号を遵守しなければなりません。

- (1)ベランダ、廊下等での水の使用は、階下に水漏れが生じないように注意する。
- (2)ベランダ、廊下等は時々清掃し、落ち葉、ゴミ等で排水口を詰まらせないように注意する。
- (3)引火性の高いもの(灯油等)はベランダ等におかない。
- (4)隣に続いているベランダ等の場合は、火災発生時の避難のため、隣との仕切り版の付近に物を集積しない。
- (5)エレベーター内で物を散らかしたり、落書きやつばを吐いたりしない。
- (6)共用部分で喫煙をしない。
- (7)建物および敷地内にチラシ等を掲示しない。
- (8)共用部分を不法占拠したり、私物を置いたりしない。
- (9)階段、消火栓、消火器、避難器具の付近には、物を置かない。
- (10)その他、他の賃借人による共用部分の使用を妨げる行為をしない。

第4条(ゴミ処理)

乙は、ゴミ処理に関して、以下の各号を遵守しなければなりません。

- (1)ゴミ集積所は、常に清潔に使用する。
- (2)ゴミは指定のゴミ袋に入れ、必ずルールに従い所定のゴミ集積所に搬出する。
- (3)転入時・転出時等に大量の廃棄物がある場合、自己の責任において他に迷惑をかけないように処分する。
- (4)その他、ゴミ処理に関して、他の賃借人および近隣住民に迷惑をかける行為をしない。
もしこれに反した場合、同建物の全世帯から衛生費(2000円)を毎月徴収いたします。
- (5)店舗・事務所の契約の場合、宮古島市の一般廃棄物(収集・運搬業許可業者一覧)の業者との契約が必要です。
もしこれに反した場合、契約解除の対象となります。

第5条(敷地内駐車場・駐輪場の使用)

乙は、敷地内駐車場・駐輪場に関して、以下の各号を遵守しなければなりません。

- (1)契約した敷地内駐車場・駐輪場の場合、指定場所以外に駐車・駐輪しない。
- (2)自動車・バイクの路上駐車や自転車の路上駐輪をしない(来訪者についても、同様とする)。
- (3)自動車・バイクの空ふかし、警笛等他人に迷惑を及ぼす騒音を発しない。
- (4)火気の取扱いをしない。
- (5)引火性物質その他危険物を持ち込まない。
- (6)空き缶・タバコの吸殻等のゴミを廃棄しない。
- (7)敷地内駐車場・駐輪場を損壊・毀損したとき、または事故を起こしたときは直ちに甲へ届出を行う。
- (8)修理道具、ガソリン缶等の私物を放置しない。
- (9)その他、敷地内駐車場・駐輪場の使用に関して、他の賃借人および近隣住民の迷惑になる行為をしない。
- (10)駐車場内においての無断駐車等のトラブルに対しては原則として乙にて対処するものとする。
- (11)駐車場内において、自然災害(大雨、洪水、台風、津波など)・火災・爆発・飛来・盗難・第三者による損害等で車両に損害が生じても貸主、管理会社は一切その責めを負いません。所有者自身で車両保険に加入するなどし、損害に備えて下さい。

第6条(賃貸人代理人または管理業者からの注意)

乙は、本契約および細則について、賃貸人代理人または管理業者から注意があった場合、その指示するところに従い、すみやかに是正しなければなりません。

台風、その他の注意事項

- ベランダの排水目皿の清掃をしてください。つまと水が溜まり、通気口より侵入し、階下に水漏れをする恐れがあります。
(1階でなくとも床上浸水する場合があります)原状回復ガイドラインによれば、この事例は入居者の費用負担となります。
- ベランダの飛来しそうな物(植木鉢・物干し竿等)は室内に入れてください。網戸も飛ぶ恐れがあるので、室内に入れてください。
(この飛来によるガラス割れ、予見のできる風による網戸消失等は原状回復ガイドラインにより入居者負担となりますのでご注意ください。)
- ベランダ設置の洗濯機は動かないように水を一杯に張ってください。
- 室内への浸水を防ぐには窓下に新聞紙を詰めると効果的です。アルミサッシは、風速20m以上になると雨の吹込みを生じる恐れがあります。
(宮古島の台風は風台風のため、どんなアルミサッシでも浸水します。)この場合の畳・床水漏れは、善管注意義務違反に当たりますのでご注意ください。
- 万が一の断水に備え、水の備蓄をお勧め致します。(屋上にタンクがある場合、停電になると水がでません。当社検針請求しているアパート・マンションは概ね該当致します。)
- 停電になると1、2日は開通しない場合があります。ライト・電池・ローソク等を用意すると便利です。
- トイレ・洗面台・お風呂の排水目皿には髪の毛を流さないでください。つまりの原因になります。
- ユニットバス・ユニットトイレの場合も、排水トラップに定期的に水を入れてください。
排水トラップに水が無くなると、臭いがあがる原因となります。※洗濯パンの排水トラップも同様となりますのでご注意ください。

賃貸人との管理受託業務内容について

- 入居者募集
- 現地案内・入居申し込みの受付
- 契約金の受領、送金
- 定期建物賃貸借契約の締結
- 契約書の保管業務、入居審査
- 家賃・共益費等の集金業務
- 家賃等の送金、精算書の作成と送付
- 水道検針業務(連合栓物件のみ)
- トラブルに対する24時間電話受け付け(営業終了後は、コールセンターにつながります。)
※夜間、緊急時(台風など)の修繕は当日中に行えません。
- 入居者退去後の検査業務
- 退去精算業務
- 宣伝企画業務・看板設置
- 共用灯の照明器具の点検及び交換

以下については賃貸住宅管理業務外なので、対応は賃借人様をお願いします。

- 共用部(廊下、階段)や駐車場敷地内の清掃、草刈り(賃貸人と別途清掃契約している場合は除く)
- 駐車場内でのトラブル(違法駐車や当て逃げ、盗難、いたずら等)
- 駐車場でのバイク・自転車のトラブル(盗難・いたずら等)
- 停電・断水による室内のトラブル
- インターネット接続不良に関するトラブル ※サービス提供会社に直接お問合せください。
・平日の夜や日曜日等の使用者が多い時間帯の接続速度が遅くなる傾向があります。
- 郵便物の盗難
- 外から侵入する虫や動物への対応
- トラブルの加害者特定
- 入居中の室内管理(賃借人に善管注意義務があるため)
- 近隣の騒音トラブル・ゴミ出しマナー、入居者同士のトラブル
- 民事事件・刑事事件に発展する恐れのある事(のぞき・盗難・傷害等)

入居者は共用部について、清潔、安全に使用できるように努めなければいけません。

上記内容について、説明を受けました。

西暦 2023 年 5 月 24 日

氏名

下地 康教

契約No :
担当者 :

定期建物賃貸借契約書に関する説明書

下地 康教 様

下記不動産について、借地借家法第38条第3項の規定に基づき、次のとおり説明します。この内容は重要ですから十分ご理解されるようお願い致します。

賃貸人	住 所				
	氏 名				
(説明) 代理人	住 所	沖縄県宮古島市平良字西里1107-7			
	会 社 名	住宅情報センター株式会社			
	代表者名	佐和田 功			
目的物件	建物名称	たいら店舗	部屋番号	1-S	
	所在地	沖縄県宮古島市平良字西里747-5			
契約期間	2023年 6月 4日 から起算して		2025年 6月 3日 まで 2 年		
通知期間	期間満了の1 年前		から	期間満了の6 か月前	までの間
	2024年 6月 3日			2024年 12月 3日	

上記に記載する賃貸借の目的物件（以下、「本物件」という）につき、定期建物賃貸借契約（以下、「本契約」という）を締結するにあたり、借地借家法第38条第3項に基づき、次の通りご説明します。

- 1. 契約期間は、上記「契約期間」に記載する通りとします。
- 2. 本契約は、定期借家契約であり、更新がなく、期間の満了により契約は終了いたします。
- 3. 契約期間が1年以上の場合、賃貸人（または代理人）は、上記「通知期間」内に、賃借人である貴殿に対し、期間の満了によりこの賃貸借契約が終了する旨を、書面をもって通知いたします。但し、通知期間経過後に、通知を行った場合については、その通知の日から6か月を経過した日に本契約は終了いたします。
- 4. 貴殿が契約期間満了後においても引続き賃借する意向を示された場合については、期間の満了日の翌日を始期とする賃貸借契約（再契約）の締結は、あくまでも賃貸人と賃借人である貴殿との新たな合意に基づくものであるため、別途協議させていただきます。協議が整わない場合は、再契約は締結されませんので、契約期間の満了時までには、本物件を明渡し頂けますようお願いいたします。

上記の借地借家法第38条第3項に基づく内容につき、賃貸人または代理人より説明を受けました。
西暦 2023 年 5 月 24 日

賃借人	氏名	下地 康教	印
-----	----	-------	---

個人情報の取り扱いについて

〒906-0012 沖縄県宮古島市平良字西里 1107-7
住宅情報センター株式会社 代表取締役 佐和田 功

当社は、個人情報保護の徹底を図るため、個人情報の取得と取扱いに関して以下の通り制定し、これを遵守致します。

1. 個人情報に対する当社の基本的姿勢

当社は、個人情報保護に関する法令と社会秩序を尊重・遵守し、役員はじめ全ての従業員が取り扱う個人情報の重要性を認識するとともに適正な取扱いと保護に努めます。

2. 当社が取得する個人情報の利用目的

- (1) 不動産の賃貸・売買・交換及びそれらの媒介・代理・紹介、入居申込結果等の連絡、信用情報機関への信用照会、物件管理等に関する契約・修繕・原状回復その他取り決め事項の履行に必要な範囲における、利用・管理及び情報・サービスの提供
- (2) コンサルティング、調査等に関する契約その他取り決め事項の履行に必要な範囲における、利用・管理及び情報・サービスの提供
- (3) サービス利用状況分析による適切なサービスの広告・宣伝、その他当社 (<https://www.jjc-kk.com/>) より発送されるダイレクトメール、電子メールアドレス又はWebサイト等を利用した情報サービスの提供
- (4) 提供するサービス・付帯商品等について、架電・電子メール・SNS・郵送その他の方法による説明・一次対応・申込方法などのご案内
- (5) 他社との提携により提供するサービス・付帯商品等について、架電・電子メール・SNS・郵送その他の方法による説明・一次対応申込方法などのご案内
- (6) 顧客数集計やサービス利用状況の分析による、各種リスクの把握・管理、提供する商品やサービスの質を高めるための動向調査、市場調査、商品開発等のデータ及び広告反響等の各種調査
- (7) 前各号に定める利用目的の達成に必要な範囲における個人情報の第三者提供

3. お客様の個人情報の第三者への提供

当社は、以下のいずれかに該当する場合を除き、個人情報を当社グループ会社以外の第三者へ開示又は提供しません。

- (1) お客様からのお問い合わせ・相談等を、お客様の同意を得て提供する場合
- (2) 他社との提携により提供するサービス・キャンペーンにおいて、お客様の同意を得て当該他社に提供する場合
- (3) 法令により開示・提供が許容されている場合
- (4) 裁判所、検察庁、警察又はこれらに準じた権限を有する機関から開示を求められた場合
- (5) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合であって、お客様の同意を得ることが困難である場合
- (6) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、お客様の承諾を得ることが困難である場合
- (7) 国又は地方公共団体等が公的な事務を実施するうえで、協力する必要がある場合であって、お客様の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがある場合
- (8) その他、お客様ご本人の同意がある場合

4. 個人データの共同利用

当社は、下記に記載したとおり個人データを共同利用します。

- (1) 共同して利用する個人データの項目：お客様の氏名、生年月日、住所、電話番号、FAX番号、E-mailアドレス等
- (2) 共同して利用する者の範囲：当社グループ会社、当社が代理店業務を行っている保険会社、各種サービス提供のために当社が委託又は提携している次の会社（あんしん保証株式会社、株式会社エボスカード、株式会社レキオス）
- (3) 共同して利用する者の利用目的：上記2.に記載の目的
- (4) 共同利用に関する個人データの管理責任を有する者：住宅情報センター株式会社

5. お客様の個人情報の保護対策

- (1) 個人情報の取扱いに関する個人情報管理責任者を設置し、法や規程に違反している事実を把握した場合の責任者への報告体制を整備します。
- (2) 個人情報の取扱いに関する留意事項について、規程に記載するとともに、定期的な研修会を実施することで従業員へ周知徹底します。また、取引先等に対しても適切に個人情報を取り扱うように要請します。
- (3) 個人情報の漏洩、紛失、改ざん等を防止するため、個人情報を取り扱う区域において従業員の入室管理を行うなどの必要な対策を講じて、適切な管理を行います。
- (4) 当社が保有する個人データを取り扱う情報システムについては、外部接続やデータベースのアクセス権限を制限するほか、不正ソフトウェアから保護するシステムを導入します。

6. お客様の個人情報処理の外部委託

当社が保有する個人情報の処理について外部委託をするときは、適正な取り扱いを確保するための契約締結、実施状況の点検などを行います

7. お客様からの開示請求、苦情・訂正・利用停止、第三者提供記録の開示等の申し立て（開示請求等）

- (1) 個人情報の取扱責任者：益永 歩（マスカガ アコム）
- (2) 苦情・相談窓口：管理部（E-mail: orei-kan@topaz.ocn.ne.jp）
電話：0980-73-4500 FAX：0980-74-2311

*お客様からの開示請求等は上記へお願いします。なお、開示方法にご希望がない場合又はご希望された方法による開示が困難である場合は、書面にて回答いたします。

8. 個人情報の削除・消去

お客様との取引終了後（成約に至らなかった場合は入手後）において保管義務等の一定期間経過後、お客様の事前・事後の承諾を得ることなくお客様の個人情報を安全かつ完全に削除・消去いたします。

保険証を身分証としてご提示またはご送付される場合、弊社は記号・番号・保険者番号の告知は求めていませんので、マスキングをお願いいたします。マスキングがない場合は任意でご提供として、弊社においてマスキングを施す等の措置を取らせていただきます。

個人情報の取得と取扱いについて承諾し、本書面の交付を受けました。

西暦 2023年 5月 24日

ご氏名

下地 康教

特 約 事 項

甲＝賃貸人 乙＝賃借人

第1条（賃料等の支払）

乙の賃料等について、（株）ライフの行う家賃カード決済契約を利用する場合は、（株）ライフを通じて甲に支払うものとし、その内容については別途乙と（株）ライフ間で締結する家賃カード決済契約に定める方法によるものとする。

第2条（更新保証料の支払）

乙と賃貸あんしん保証（株）との保証委託契約の更新保証料が発生した場合は、賃貸借契約の更新に基づき、家賃カード制度により引落しを行うものとする。但し、引落しの手数料は不要とする。

第3条（家賃カード停止後の賃料等の支払）

前期家賃カードが停止になった場合、以後乙は賃貸あんしん保証（株）との間の賃貸保証委託契約書第3条2項の保証料、滞納賃料（（株）ライフへの滞納支払金）、通常賃料等を各約定に基づき下記口座に支払わなければならない。

記

三菱東京UFJ銀行 谷町支店 （普通）3538807 口座名義 賃貸あんしん保証（株）

第4条（賃貸借契約の解除事由）

甲は、下記事由のいずれかが発生することによっても本件賃貸借契約を解除することができる。

- 1 乙が（株）ライフに対する支払債務を滞納し、家賃カードが停止になった場合。
- 2 乙が賃貸あんしん保証（株）に対する支払債務を3ヶ月分以上滞納した場合。

第5条（賃貸借契約の当然終了）

乙が家賃カードを停止になった後、無断不在を1ヶ月以上継続した場合は、本件賃貸借契約は当然に終了する。

第6条（賃貸借契約終了時の精算手続）

敷金、保証金等賃貸借契約終了時に甲より乙に返還すべき金員がある場合において、乙の賃貸あんしん保証（株）に対する未払債務が存するときは、甲またはその物件を管理する管理会社が当該金員を上記未払債務の弁済に充てることを乙は予め同意する。

第7条（残置物の処分）

賃貸借契約が解約・解除・当然終了等その他理由の如何を問わず終了したときは、その物件に残置された残置物、放置車両等の所有権を放棄したものとし、甲またはその物件を管理する管理会社または賃貸あんしん保証（株）においていかなる処分をしても乙は何ら異議申し立てをしない。

第8条（合意管轄裁判所）

甲と乙は、本特約事項について紛争が生じた場合、賃貸あんしん保証株式会社の本店、各支店、営業所を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意する。

第9条

本特約条項に矛盾する本契約書の各条項は、本特約条項により変更されたものとする。
以上の特約事項を通読し理解した上、署名、押印いたします。

賃借人

下地 康教

[定期] 建物賃貸借契約書 (店舗・事務所・代理)

質貸人（以下、「甲」といいます。）および質借人（以下、「乙」といいます。）は、〔押印欄〕記載の宅地建物取引業者を甲の媒介人または代理人として、下記〔標記〕Aに記載する質貸借の目的物件（以下、「本物件」といいます。）について、裏面に記載する建物質貸借契約約款の内容を十分に理解し、質貸借契約を締結します。その証として本契約書2通を作成し、甲および乙は、それぞれ署名または記名・押印のうえ、各1通を保有します。

【標記】

A 本物件の表示

3. 建物

名称	たいら店舗	部屋番号	1-S	間取り	店舗	賃貸借面積	50.93	m ²
所在	沖縄県宮古島市平良字西聖747-5	構造	RCB(鉄筋コンクリートブロック造)		用途	店舗		

2. 敷地内駐車場・駐輪場

駐車場番号	車種/ナンバー	/	駐車場番号	車種/ナンバー
バイク置場番号	車種/ナンバー	/	自転車置場番号	車種/防犯登録番号

3. 設備の有無・整備状況

項目	メーター：専用	指針	単位	計測結果	備考
① 飲用水	公営		ml	① ガス乾燥機	無
② 電気	沖縄電力			② エレベータ	無
③ ガス	プロパンガス			③ 雨戸	無
④ 排水	公共下水 (浄化槽) 流過式			④ 電話	線電可 (室内まで電話線が引き込まれていない場合は、入居者負担での工事となります)
⑤ 台所	有			⑤ 共用設備	無
⑥ 給湯	無			⑥ エアコン	無
⑦ トイレ	有			⑦ 照明	有 フロア
⑧ 浴室	無			⑧ 駐車場	無
⑨ 洗面台	有			⑨ 専用庭	無
⑩ 家具家電	無			⑩ 駐輪所	無

●ポスト・ダイヤル 有
●シャッター 有

● 買賣信契約條件

1. 契約期間

契約期間	2025年 6月 4日 から起算して 2027年 6月 3日 まで 2 年間
------	--

※ 本契約は、定期借入金契約であり、期間の満了により終了し更新がありません。
なお、貸借人（乙）が、契約期間満了後においても引続き借借を希望する場合、期間の満了日の翌日を効期とする貸借借契約（再契約）の締結は、あくまでも貸借人（甲）と 貸借人（乙）との新たな合意に基づくものであるため、別途協議させていただきます。協議が整わない場合は再契約は締結されませんので、契約期間満了日までに、本物件を 明渡し頂きますようお願いいたします。

2. 資料等および契約一時金

＜月額費用＞		＜契約一時金＞	
項目	金額	項目	金額
賃料	¥42,000	敷金 （前契約より引継）	¥42,000
共益費	¥0	礼金 （初回契約時受取済）	¥42,000
駐車場料金		損害保険料	
保証料金		保証料金	
□振手数料		仲介手数料	
水道料			
月額合計	¥42,000	一時金合計	¥84,000

※課税項目の場合は、税込となります。

3. 契約更新等に関する事項

更新料	ナシ	敷地内駐車場更新料	ナシ
-----	----	-----------	----

4. 契約期間内解約・契約満了予告に関する事項

①賃借人による 解約の予告期限	解約の	1ヶ月	前までに申し入れること	②予告期間に満たない 申入れによる解約の場合	賃料の	1ヶ月	分相当額
--------------------	-----	-----	-------------	---------------------------	-----	-----	------

5. 支払いに関する事項

*振込みの際は、必ずご契約者名でお振込み願います。

支払方法	☒ 口座振替	☐ 振込み	支払期日	(当 月) 毎月 27日 まで
振込先口座	金融機関名 沖縄銀行	支店名 [REDACTED]	預金種別 [REDACTED]	口座番号 [REDACTED] 資料等受取人名義 住宅情報センター株式会社

C 鐵に関する事項

メーカー名	継番号	本数	各継の保管は弊社では行っておりません。引渡しをする継を前入居者から返却して頂いた継になります。弊社ではダブル防止のためのシリンドア交換を入居者様ご自身で行って頂いております。入居後のお住まいによる盗難等に関しましては弊社では責任を負いかねますので早めのおシリンドア交換をお願いします。参考までに以下に各店名の鍵取扱い店（電話情報紙のみ）を記載致します。●名商會社能達090-8700-2779 ●カーショップ川崎 0980-76-2964 ●メイクマン宮古店 0980-73-7100（スバアキーのみ） ●塩川金物店 0980-72-2134 ●平泉金物店 0980-72-2432
1			
2			

D 入居者に関する事項

※獨任人本人の場合は、賃借人押印欄に記載

[illegible]

E 特約条項

1. 甲（貸主）及び乙（借主）は、賃貸住宅の原状回復に関する費用負担の一般原則が次のとおりであることを確認します。
- ①借主の故意または過失、善管注意義務違反、その他通常の使用方法を超えるような使用による損耗等については、借主が負担すべき費用になること。
- ②建物・付帯設備等の自然的な劣化・損耗等（自然損耗・経年変化）及び借主の通常の使用により生じる損耗等（通常損耗）については、裏面約款第11条2項に掲げる修繕を除き、貸主が負担すべき費用になること。
2. 乙（借主）は甲（貸主）に対する賃料等の立替払いを第三者に委託する場合、乙（借主）も当該第三者に対する立替金償還義務の支払いの遅延は、乙（借主）の甲（貸主）に対する賃料等の支払い債務の遅延とみなされ、甲（貸主）はこれに基づいて、乙（借主）との賃貸借契約を解除する事ができることに同意します。
3. 賃貸借契約の終了に伴う乙（借主）の賃貸物件の明渡しに関して、甲（貸主）が法的手段（訴訟手続、保全手続、強制執行手続等）を取った場合に生じる一切の費用（印紙代、郵送代等のいわゆる訴訟費用のみならず、弁護士費用、執行補助者費用、強制執行撤去費用等を含む）は、全て乙（借主）が負担する事に同意します。

F 管理に関する事項

1. 管理委託先

事務所 〒906-0012 沖縄県宮古島市平良字西里1107-7	TEL 0980-73-4500 FAX 0980-74-1006
商号 住宅情報センター株式会社	登録番号 国土交通大臣（2）第1325号

2. 管理事務の主な内容

管理事務の内容	その他以下の事務
家賃等の受領 ・（※）B-5に記載されている方法にて受領します。 ・支払われた家賃等は財産の分別管理記録の通り、自己の財産と、本物件の所有者に支払うべき賃料等につき分別して管理を行います。	・建物共用部等の定期的清掃 ・各種設備管理業務 ・入居中の修理対応 ・入居中の相談対応
再契約に係る事務	財産の分別管理
賃貸借契約の終了	・退去時の債務の清算業務を行います。債務の額については、その領受書等を記載した書面を交付します。 管理会社は、自己の財産と、本物件の所有者に支払うべき賃料等につき分別して管理を行います。

G 保証について

☐ 連帯保証人	☒ 家賃債務保証会社
連帯保証人 極度額：	家賃債務保証会社 あんしん保証株式会社

【押印欄】 ※全ての項目を記載してください。

西暦 2025 年 5 月 27 日

借主（甲）	
住所	
氏名	

借主（乙）	
住所	〒906-0007 宮古島市
氏名	下地 康教
連絡先	

宅地建物取引業者①	
住所（主たる事務所）	〒906-0012 沖縄県宮古島市平良字西里1107-7
商号または名称	住宅情報センター株式会社
代表者の氏名	佐和田 功 TEL 098
免許証番号	沖縄県知事（8）第2726号
取扱店	TEL
取引士氏名	佐和田 功 登録番号（沖縄）4156号
業務に従事する事務所	住宅情報センター株式会社

連帯保証人（丙）①	
住所	〒
氏名	
連絡先	
極度額	

宅地建物取引業者②	
住所（主たる事務所）	
商号または名称	
代表者の氏名	TEL
免許証番号	
取扱店	TEL
取引士氏名	登録番号
業務に従事する事務所	

連帯保証人（丙）②	
住所	〒
氏名	
連絡先	
極度額	

借主（乙）の緊急連絡先	
住所	
氏名	
連絡先	

[定期] 建物賃貸借契約約款 (店舗・事務所・代理)

第1条 (契約期間)

1. 本契約の契約期間は、「[標記] B-1」に記載する通りとします。
2. 本契約は、期間の満了により終了し更新がないものとします。但し、乙が期間満了後においても賃借する意向を甲に対して示した場合、甲と乙とは、本契約の期間満了日の翌日より期間とする新たな建物賃貸借契約（以下、「再契約」という）の締結について、甲が提示した条件に従い、協議することが出来るものとし、
3. 本条第1項に定める期間が1年以上である場合には、甲は本条第2項に規定する契約期間満了日の1年前から6か月前までの間（以下、「通知期間」という）に、乙に対し、期間の満了により本契約が終了する旨を、書面をもって通知するものとします。
4. 甲が前項の通知を怠り、通知期間の経過後に乙に対し通知をした場合においては、その通知の日から6か月を経過した日に本契約は終了するものとします。

第2条 (使用目的)

本物件の使用については、[標記] A-1 記載の用途で、[標記D] に記載された入居者（以下、「入居者」といいます。）のみ入居できます。

第3条 (賃料および共益費等の支払い)

1. 乙は、[標記] B-2 の賃料、共益費、敷地内駐車場賃料、その他料金（以下、「賃料等」といいます。）を、[標記] B-5 記載の甲が指定する支払方法（別途締結する保証委託契約・支払委託契約等により支払方法が定められている場合には、その方法）により、[標記] B-5 記載の支払期日までに支払います。
2. 1ヶ月未満の賃料等の支払いについては、当該月の日割計算により算出します。
3. 賃料等の支払時に要する口座振替および振込の手数料は、乙の負担とします。
4. 甲及び管理人は基本的に領収書を発行しないものとします。ただし乙の都合により必要になった場合、領収書を2回までは無料で発行するものとします。ただし、年3回からの領収書の発行は、事務手数料300円を支払うことにより領収書を発行するものとします。
5. 管理事務所の窓口にて家賃、水道料金等を支払う場合500円を事務手数料として管理者に支払うものとします。

第4条 (保証契約・支払委託契約等)

保証契約を行っている借主は、本賃貸借契約締結中は乙の負担にて家賃保証契約を締結するものとします。

第5条 (賃料等の改定)

1. 甲または乙は、本契約期間内においても、協議の上、賃料等の改定をすることが出来ます。
2. 甲または乙は、公租公課、諸物価の変動等により、[標記] B-2 の賃料等が不当になった場合、前項の規定にかかわらず、相手方に対して賃料等の増額または減額を請求できます。

第6条 (一部滅失等による賃料の減額等)

1. 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、それが乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、賃料は、その使用できなくなった部分の割合に応じて、減額されるものとします。この場合において、甲および乙は、減額の程度、期間その他必要な事項について協議するものとします。
2. 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、残存する部分のみでは乙が賃借をした目的を達することができないときは、乙は、本契約を解除することが出来ます。但し、それが乙の責めに帰する事由の場合、乙の責任において甲に与えた損害を賠償するものとします。

第7条 (遅延損害金)

乙は、本契約から生じる金銭債務（賃料、更新料等）の支払いを遅延した場合、甲に対し、年1.4～6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。但し、別途締結する保証委託契約・支払委託契約等に遅延損害金の定めがある場合は、その定めによるものとします。

第8条 (敷金)

1. 乙は、本契約から生じる一切の債務の担保として、本契約の締結時までに[標記] B-2 の敷金を甲に交付します。但し、敷金には利息をつけないものとします。
2. 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることが出来ます。この場合、乙は甲より充当の通知を受けたときから7日以内に敷金の不足額を甲に交付しなければならぬものとします。なお、乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務との相抵または充当の請求をすることができないものとします。
3. 甲は、本契約の明渡し後、乙が差入れた敷金から未払い賃料その他本契約に基き乙が負担すべき一切の債務を差し引き、その残額を乙に返還します。但し、明渡し時の乙の修繕義務に伴う費用負担に関する協議が完了していないなど、乙が負担すべき債務の額が確定していない場合には、確定後に返還します。なお、返還に要する費用（振込手数料等）は、乙が負担します。
4. 乙は、差入れた敷金の返還請求権を第三者に譲渡し、あるいは担保に供することはできないものとします。

第9条 (乙の善管注意義務)

1. 乙は、善良なる管理者の注意（以下、「善管注意」といいます。）をもって本物件および付帯設備を保全し、使用します。
2. 乙は、本物件について定められた規則等がある場合、これを守ります。
3. 乙（入居者への来訪者等の関係者を含む）が故意・過失または善管注意義務に違反して、甲または第三者に損害をきたしたときは、乙の責任において甲または当該第三者にその損害を賠償するものとします。

第10条 (損害保険等の加入義務)

1. 乙は、本契約期間中、火災、漏水等の事故に備え、自己の負担にて借家人賠償責任保険および個人賠償責任保険に加入します。
2. 乙は、本契約を更新する場合、前項に定める保険等についても、本賃貸借契約締結中は乙の負担にて保険等を継続するものとします。

第11条 (修繕義務と費用負担義務)

1. 甲は、第2項に定めるものを除き、乙が本物件の使用および収益をするために必要な修繕・修繕を行うものとします。但し、乙の故意・過失、善管注意義務違反、その他通常の使用方法を超えるような使用による損傷等、乙の責めに帰すべき必要となった修繕・修繕については、乙の費用負担とします。また、台風対策等を行った場合の戸締り等の修繕等は乙の負担とします。
2. 乙は、前項の規定にかかわらず、入居期間中における自然損耗・経年劣化または通常損耗等であっても、次の各号に定める修繕については、甲の承諾を得ることなく、自らの費用負担において修繕を行うものとし、甲は、以下の各号に定める修繕については、修繕義務を負いません。
 - (1) 入居期間中の畳の張替え、襖、障子の張り替え
 - (2) 電球、蛍光灯、電池等の消耗品の交換
 - (3) パス・トイレ・流し台等の排水の詰まりの修繕、排水栓（バックン）の交換
 - (4) バランダの仕切り板・腐り板・ガラス等の破損による修繕、取替
 - (5) その他、付帯設備等の軽微な修繕
3. 甲は、第1項の定めにより修繕を行う場合、予め乙に通知するものとし、

乙は正当な理由がない限り、甲が行う修繕について認容し協力する義務を負い、これを拒否することはできません。この場合、乙が当該修繕の実施を拒否したことにより、乙に損害が生じたとしても、甲はその責めを負わないものとします。

4. 乙は、本物件が修繕を要するときは、速やかに甲に通知するとともに、甲の指示に従わなければならない。この通知を怠り、または遅延したことによって、建物または付帯設備等に損害を及ぼしたときは、乙はその損害の全部を賠償しなければならない。
5. 乙が前項の通知を行った後、相当期間を経過しても甲が修繕を行わない場合、乙は、修繕箇所、修繕の必要性および修繕見積金額を書面により甲に通知し、甲から承諾を得たときは、自ら必要な修繕を行うことができます。但し、急迫な事情があるときは、甲の承諾を要しないものとします。
6. 本物件にかかる電気、ガス、水道の使用料、汚物処理費用、助金費等の費用については、乙の負担とします。

第12条 (付帯設備)

1. 本物件の付帯設備は、[標記] A-3 に記載のとおりとします。
2. 甲は、乙に対して、前項の付帯設備を現状有姿で引き渡すものとし、乙は、経年劣化または使用に伴う性能低下・キズ・汚れ等があることを予め承知します。

第13条 (届出または通知事項)

1. 乙は、本物件の引き渡し後14日以内に、入居時における本物件内の建物又は設備に存する汚損・破損等を甲、又は代理人の指定する方法にて報告するものとします。
2. 退去時において本物件内に存する汚損・破損等のうち、前項の報告に含まれていなかったものについては、乙の入居中に発生したものと推定されるものとします。なお、乙が入居時に前項の報告を行わなかったときは、退去時において本物件内に存する汚損・破損等は、いずれも乙の入居中に発生したものと推定されるものとします。
3. 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を甲または代理人に通知します。
 - (1) 乙が本物件を1ヶ月以上の長期に亘り不在にするとき
 - (2) 乙または連帯保証人（以下、「丙」といいます。）の住所、氏名、電話番号、メールアドレス、勤務先その他に変更が生じたとき
 - (3) 乙または丙について、死亡、後見開始・保佐開始の審判または破産・民事再生・会社更生・特別清算等の事由が生じたとき
 - (4) 本物件の建物または設備を、汚損・破損もしくは滅失させたとき、または破損等のおそれが生じ修繕・修繕を要するとき

第14条 (造作等)

1. 乙は、本物件の造作等について次の各号に該当する場合、予め甲の書面による承諾を得ます。
 - (1) 本物件に造作等を設置するとき
 - (2) 電気、ガス、給排水等の設備の許容量に影響を及ぼす施設、機械器具等を新設付加または変更するとき
2. 乙は、前項の規定に従い造作等を設置した場合、当該造作等の買取請求を甲に対して行うことができないものとします。

第15条 (立ち入り)

1. 甲または甲が指定した者は、本物件の保守、保全、防火、防犯等の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることが出来ます。なお、この場合、乙は正当な理由がある場合を除き、立ち入りを拒否することができないものとします。
2. 甲または甲が指定した者は、火災、地震、漏れ、ガス漏れ、敷地等の緊急事態の発生またはその可能性があるときは、乙の承諾を得ることなく、本物件に立ち入ることが出来ます。その場合、甲は、立ち入り後その旨を速やかに乙に報告しなければならないものとします。

第16条 (禁止事項)

1. 乙は、本物件および付帯設備の全部または一部の使用について、次の各号に掲げる行為を行ってはならないものとします。
 - (1) 甲の承諾なしに、入居者以外の第三者に使用（同居）もしくは占有させたり、居住または宿泊させる行為（民泊）や、入居者を変更したりすること
 - (2) 甲の承諾なしに賃借権の譲渡、転賃または使用貸借等を行うこと
 - (3) 本物件および付帯設備に基づき一切の権利について、担保の用に供すること
 - (4) 付帯設備を本物件以外の場所に持ち出すこと
 - (5) 本物件の増築、改築、移転、警備その他の工作物の取付、設置、工作を伴う模様替え等により現状の変更をすること
 - (6) 甲の承諾なしに、犬、猫等の動物（飼養用の小鳥、魚等であって明らかに近隣に迷惑をかけるおそれのない動物を除く）を持ち込み、または飼育すること
 - (7) 違法もしくは公序良俗に反する勧誘・販売活動もしくは張り込み詐欺等の特殊詐欺を行い、またはその拠点とすること
 - (8) 銃器、刀剣類または爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造または保管すること
 - (9) 覚醒剤、麻薬、危険ドラッグ（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物）毒、興奮剤、幻覚剤等の作用を人の精神に及ぼすおそれのある物を製造、販売、使用、所持すること
 - (10) 本物件の全部または一部を、自ら暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団関係企業・団体、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下、これらの者を総称して「反社会的勢力」といいます。）の事務所その他の活動の拠点として使用し、もしくは第三者をして反社会的勢力の活動拠点として使用させること
- (1) 本物件内および共用部分に、反社会的勢力であることを認知させる名称、看板等を掲示すること
- (2) 本物件に反社会的勢力を居住させ、または反復継続して、反社会的勢力を立ち入らせること
- (3) 本物件および本物件の近隣において、粗野、粗雑等の行為をなして、近隣者および他の入居者・管理者に不快感、不快感や迷惑を与えること
- (4) 排水管を汚染させるおそれのある液体を流すこと
- (5) 別途定められた規則等がある場合、これに違反すること

第17条 (契約期間内の解約)

1. 乙は、転勤、就職、親族の介護その他のやむを得ない事情により、本物件を自己の生活の本拠として使用することが困難となったときは、甲に対して本契約の解約の申入れをすることが出来ます。この場合において、本契約は解約の申入れの日から1ヶ月を経過することによって終了する。
2. 乙は、本契約を解約する場合、または契約期間満了日をもって本契約を終了しようとする場合、[標記] B-4-①に記載する予告期間前までに、甲に対しホームページまたは書面にて申し入れます。この場合、甲入れにより予告した解約日をもって、本契約は終了します。
3. 前項の規定にかかわらず、乙が予告した解約日または契約期間満了日の経過前に本物件を任意で明け渡したときは、本契約はその日をもって終了します。この場合、乙は契約終了日の翌日から、甲入れをした解約日または契約期間満了日までの賃料相当額を、空室損として甲に支払います。

第18条 (契約の解除)

1. 甲は、乙が賃料等の支払を怠ったときは、相当の期間をもって催告し、その期間内に乙が履行しないときは、本契約を解除することができます。
2. 乙が、次の各号のいずれかに該当し、かつ甲乙間の信頼関係が損なわれたと認められるとき、甲は何らの催告によらず、直ちに本契約を解除することができます。
 - (1) 入居申込書および本契約への虚偽記載その他不正な方法により入居したことが判明したとき
 - (2) 賃料等の支払いを3ヶ月以上滞りしたとき、又は保証契約・支払委託契約等を解除されたとき
 - (3) 乙が銀行取引停止または手形・小切手の不渡加付を受けたとき
 - (4) 乙について、破産・民事再生・会社更生・特別清算またはこれらに類する法的手続等の申し立てがあったとき
 - (5) 騒音、悪臭の発生その他の公害衛生、風紀を乱す等の近隣の迷惑となる行為、または環境および共同生活の秩序・平穏等を阻害する行為を反復したとき
 - (6) 本契約書の各条項の定めに応じ、または別途定められた細則等がある場合、これに反したとき
 - (7) 乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用の負担を怠ったとき
3. 第1項及び前項第2号については、丙その他の第三者から甲に対して賃料等の支払いがあったとしても、乙はこれを理由に解除の有効性を争うことができません。甲は前項の定めに従い、本契約を解除することができます。
4. 甲または乙の一方について、次の各号のいずれかに該当した場合には、その相手方は何らの催告も要せずして、直ちに本契約を解除することができます。
 - (1) 本契約第26条の規約に反する事実が判明したとき
 - (2) 本契約締結後、自らまたは役員（業務執行社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者）が反社会的勢力に該当したとき
 - (3) 本物件またはその周辺において、暴行、傷害、脅迫、恐喝、器物損壊、監禁の介入を生じさせる等の犯罪行為を行ったとき、もしくはその他警察当局の介入を生じさせる行為を行ったとき
5. 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当した場合には、何らの催告も要せずして、直ちに本契約を解除することができます。
 - (1) 第16条第7号から第13号までに掲げる行為を行ったとき
 - (2) 自らまたは第三者を利用して、次のいずれかの行為を行ったとき
 - ① 甲に対する露骨的な脅迫による要求行為
 - ② 甲に対する法的責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 甲に対し脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて甲の信用を毀損し、または甲の事業を妨害する行為
 - (3) その他①から④に準ずる行為

第19条 (契約の消滅)

天災、地震、その他甲の責めに帰すべき事由により、本物件の通常の使用が不能となり、本契約の目的が達成できない場合、また、都市計画等により本物件が収用、または使用制限され、本契約を維持することができなくなった場合、本契約は当然に終了します。また、それによって乙に生じた損害については、甲はその責めを負わないものとします。

第20条 (明渡し、原状回復義務等)

1. 乙は、解約・解除・期間満了等により本契約が終了した場合、直ちに本物件を明け渡します。
2. 乙は、本物件の明渡しに際し、次の各号に定める事項を行います。
 - (1) 乙および【標記D】の入居者一覧に記載した者すべての退去
 - (2) 乙が本物件内に搬入したすべての家財もしくは物品等の取去または搬出
 - (3) 本物件内または共用部分の清掃およびゴミ・汚物等の処理
 - (4) 乙が使用した公共料金等の諸費用の精算
 - (5) 【標記C】の壁に関する事項に記載された壁の返還
 - (6) その他明渡しに必要な全ての措置
3. 乙は、乙の故意または過失、警備注意義務違反により、本物件もしくは付帯設備に損害を与えた場合、甲に対し、その損害を賠償するものとします。なお、警備注意義務違反による損害には、通常の使用方法を超える使用による汚損・破損・損耗（「タバコやヤニによるクロス、壁紙、臭い」、「引越越え作業等」で生じた腐食、「経路を放置したことによるカビ」等）を含むものとします。
4. 乙は、本物件の明渡しに際して、原則として、自然損耗・経年変化・通常の使用方法に伴う損耗について、原状回復義務を負担しないものとします。但し、本契約に別途特約の定めがある場合には、その定めによるものとします。
5. 乙が、本物件を明け渡した後、本物件に残置した物品がある場合に、乙がその所有権を放棄したものと見て、任意にその物品を処分することができます。この場合、乙は一切の異議を申し立てず、処分した費用を負担します。
6. 乙は、乙の都合により解約等をする場合、甲に対して、明渡し移転料、立退料、損害賠償料その他名目の加算にかかわらず、本契約に基づく以外の請求は一切行いません。
7. 乙が本契約期間中に甲の承諾を得て、乙の負担にて本物件の改装・改良等を行い、明渡し時にその価値が現存する場合であっても、乙は支出した費用または価値の増加額の支払いを甲に請求することはできません。
8. 本契約の終了後において、乙が直ちに本物件を明け渡さなかったときは、乙は本契約終了日の翌日から明渡し完了日に至るまでの賃料の倍額に相当する損害金、およびこれにより甲が被った一切の損害を賠償するものとします。

第21条 (連帯保証人)

1. 丙は、乙が本契約に基づき負担する一切の債務について乙と連帯してその履行の責めを負います。なお、丙は、本契約が法定更新、合意更新（自動更新を含む）に関わらず更新された後も、引き続き連帯保証人としてその責めを負うものとします。ただし、丙が個人の都合、その負担は【標記G】に記載の限度額を限度とします。
2. 丙は、乙が本契約第13条の届出または通知が出来ない場合、乙に代わって届出または通知を行います。
3. 丙は、本契約が終了し、本物件の完全なる明渡しと本契約に基づく一切の債務が完済するまでその責めを免れることができません。
4. 丙が死亡したとき、破産手続開始の決定を受けたとき、その他甲の認める連帯保証人としての資格を失ったとき、甲は乙に対し新たな連帯保証人の追加もしくは変更を求めることができます。この場合、乙は直ちに甲の承諾する連帯保証人を選任し、甲との間で連帯保証契約を締結させるものとします。ただし、追加もしくは変更できない場合は管理費から要請のあった日から1ヶ月以内に本物件を明け渡さなければならない。
5. 乙は、本契約期間中、甲乙の合意により本契約の内容に変更が生じた場合、丙に対して通知を行います。
6. 乙が行方不明等により連絡がとれない場合は、連帯保証人すべてを一任したものとみなし、甲は連帯保証人と共にすべての処置を行います。
7. 丙が甲に対し、身分証明書を持参して、賃料その他本契約に基づいて乙が負担する債務についての不履行の有無およびその額に関する情報を求めたときは、甲は、甲の指定する方法により、当該情報を提供するものとします。乙はこれに異議を述べないものとします。
8. 乙は、甲の承諾を得て、連帯保証人にかえて、家賃債務保証業者と保証委託契約を締結することができます。

第22条 (賃借人から連帯保証人への委任)

1. 乙は、次の各号のいずれかに該当することを停止条件として、本契約を甲の同意に応じて合意解約する権限及び、本物件の明渡しに関する一切の権限を丙委任します。
 - (1) 乙が賃料の支払を2ヶ月以上滞りし、または度々遅延を繰り返し、甲が相対期間を定めた催告をしたにもかかわらず応じないとき
 - (2) 乙が甲への届出をせずに所在不明となり、2ヶ月以上経過したとき
 - (3) 乙が死亡または破産その他の事由により本契約の履行が困難になったとき
2. 乙は、本契約が存続する限り、前項の委任を解約することができません。

第23条 (敷地内駐車場等)

1. 乙は、敷地内駐車場（バイク置場および自転車置場を含む。以下同じ）を使用する場合、【標記B-2】の賃料を支払い、甲の指定する位置に、甲の承諾を得た車両のみを駐車します。
2. 乙は、契約期間中に車両の変更を行う場合、事前に甲に対して通知し、書面により承諾を得なければなりません。
3. 甲は、天災地変・火災・爆発・飛来・盗難・第三者による損害等、甲の責めに帰すべき事由により乙の車両に損害が生じても、一切その責めを負いません。
4. 乙は、故意または過失により本物件の施設もしくは他に駐車中の車両に損害を与えた場合、直ちにその損害を甲もしくはその所有者に賠償します。
5. 乙は、「保管場所使用承諾証明書」を必要とする場合、甲に発行を依頼するものとし、甲は、これに応じるものとします。但し、発行に伴う【標記B-2】記載の事務手数料等および郵送費用等実費は、乙が負担するものとします。
6. 甲または乙は、敷地内駐車場のみを解約する場合、第17条と同様の手続きを行います。
7. 甲および乙は、別途駐車場契約または規約等がある場合、その定めによるものとします。

第24条 (消費税等)

【標記B-2】に記載する費用のほか、本契約により生じる消費税等については法令改正等により消費税等の税率が変更された場合、税率の変更に合わせて自動的に変動するものとします。

第25条 (法人等団体契約)

1. 乙が法人等団体の場合、入居者は役員、従業員およびその家族に限定し、【標記D】に記載するものとします。
2. 乙は、入居者に変更が生じる場合、甲の書面による承諾を得るものとします。
3. 乙は、その代表者又は賃貸物件の使用責任者に変更があった時は速やかにその旨を甲に書面で通知しなければならない。又乙が営業取扱項目を変更するときも速やかにこの旨を甲に届出する。その承諾を得るものとします。
4. 乙は、入居者に対し、本契約における物件の使用等に関する乙の義務を、乙責任と負担により遵守させるものとし、入居者による本契約の違反があった場合、乙の契約違反とみなされることに同意します。

第26条 (反社会的勢力の排除に関する表明保証)

甲および乙は、それぞれの相手方に対し、次の各号につき、表明し保証するものとします。

- (1) 自らが反社会的勢力ではないこと、および本契約締結以降に反社会的勢力に属しないこと
 - (2) 自らの役員が反社会的勢力ではないこと
 - (3) 反社会的勢力に自らの名義を利用せず、本契約を締結するものでないこと
 - (4) 自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ① 相手方に対する露骨的な脅迫または暴力を用いる行為
 - ② 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為
- 第27条 (守秘義務及び個人情報保護)
1. 甲および乙は、本契約により知り得た相手方の秘密事項は正当な理由なく漏らし、または濫用してはならないものとします。
 2. 甲および乙は、個人情報の保護に関する法令およびその他の規程を遵守し、個人情報の適正な保護と取扱いを行うものとします。
 3. 甲および乙は、前項に定めるところにより、事前に本人の同意を得ることなく利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱い、または個人データを第三者に提供してはならないものとします。但し、次に掲げる場合はこの限りではありません。
 - (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (3) 公共衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める業務を遂行することに対して協力をする必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第28条 (管轄裁判所)

本契約に関する訴訟の提起等、裁判上の手続をしようとするときは、本物件所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。

第29条 (再契約)

1. 本契約第1条第2項における再契約の協議が成立した場合には限り、甲と乙とは、再契約を締結することができるものとします。
2. 前項に基づき再契約する場合、以下各号の通りとします。
 - (1) 期間満了時に戻れば、第20条の規定は適用しないものとし、乙は本契約の原状回復の義務を再契約に引き継ぐものとします。
 - (2) 本契約第8条に基づき預託した敷金については、再契約による敷金に充当するものとし、再契約において甲乙間で合意した敷金額との間に差額が生じた場合、これを精算するものとします。
3. 甲乙ともに再契約を希望する場合は、乙は契約期間満了日までに契約を締結するものとし、契約の無き場合は、期間満了の日までに物件を明け渡さなければならない。尚、乙は再契約の際、事務手数料として、新賃料の0.5ヶ月（税別）を負担するものとする。

第30条 (紛争事項)

乙または、本建物内の居住者、及びその関係者間の紛争、損害等については当事者間で解決するものとし、甲は関与しないものとします。

第31条 (規定外事項)

本契約に定めのない事項については、民法その他の関係法規ならびに慣行に従うものとし、甲と乙とは各々の信義を重んじ誠意をもって協議を怠りません。

以上